

# 令和4年度 総合教育会議資料

|     |                           |
|-----|---------------------------|
| 日 時 | 令和5年3月24日（金）<br>午後1時30分から |
| 場 所 | 市役所議会棟2階全員協議会室            |

## 令和4年度 守谷市総合教育会議 次第

日 時 令和5年3月24日（金）

午後1時30分から

場 所 市役所議会棟2階全員協議会室

### 1 市長あいさつ

### 2 教育長あいさつ

### 3 協議・調整事項

（１）医療的ケア児への対応について（教育指導課）

（２）中学校部活動の地域移行について（生涯学習課）

（３）中央図書館大規模改修構想案について（中央図書館）

### 4 閉 会

#### 〔配布資料〕

資料No.1-1 守谷市立学校医療的ケア支援事業について

資料No.1-2 守谷市立小学校及び中学校医療的ケア実施に関するガイドライン

資料No.2-1 中学校部活動の地域移行について

資料No.2-2 守谷市地域クラブ活動ガイドライン（案）

資料No.3-1 守谷中央図書館改修構想案について

資料No.3-2 守谷中央図書館改修構想（案）

## 守谷市立学校医療的ケア支援事業について

この事業は、守谷市立の小学校、中学校（以下「学校」という。）に在籍する、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（喀痰吸引、経管栄養その他の医療行為をいう。以下同じ。）を受けることが不可欠である児童又は生徒（以下「医療的ケア児」という。）に対して、適正な教育活動の充実を図るため、医療的ケア児を看護する者（以下「学校看護師」という。）を配置するためのものです。

### 1 対象者

次の（１）及び（２）に該当する児童生徒

- （１） 市立小中学校に在籍する児童生徒のうち、主治医から「通学が可能」及び「学校において日常的ケアが必要」との診断を得た者
- （２） 守谷市教育支援委員会において、専門的な見地から支援が必要と認められる者

### 2 医療的ケアが必要な児童について

令和5年度市内小学校に、身体障害者手帳1級、療育手帳㊦を取得している児童が入学する予定です。全介護（着脱、排泄、食事）を必要とします。既往症として難治性てんかん、毎日ではないが、痰の吸引が必要な児童です。

移動は、バギーを利用しています。バギーを使用する際は、身体を固定するベルトを着用しています。会話することはできないが、呼びかけられていることを感じ取れることはできる児童です。

現在、在家庭であり、医療機関での支援を受けています。保育所、幼稚園等には通園していません。

### 3 医療的ケアの範囲及び実施者

#### （１）医療的ケア

喀痰吸引、経管栄養、導尿、その他主治医の意見をもとに教育委員会が実施可能と判断した医療行為をいう。また、教育委員会が、校内で安全に実施することができる判断した日常的ケア及び応急的ケアとします。

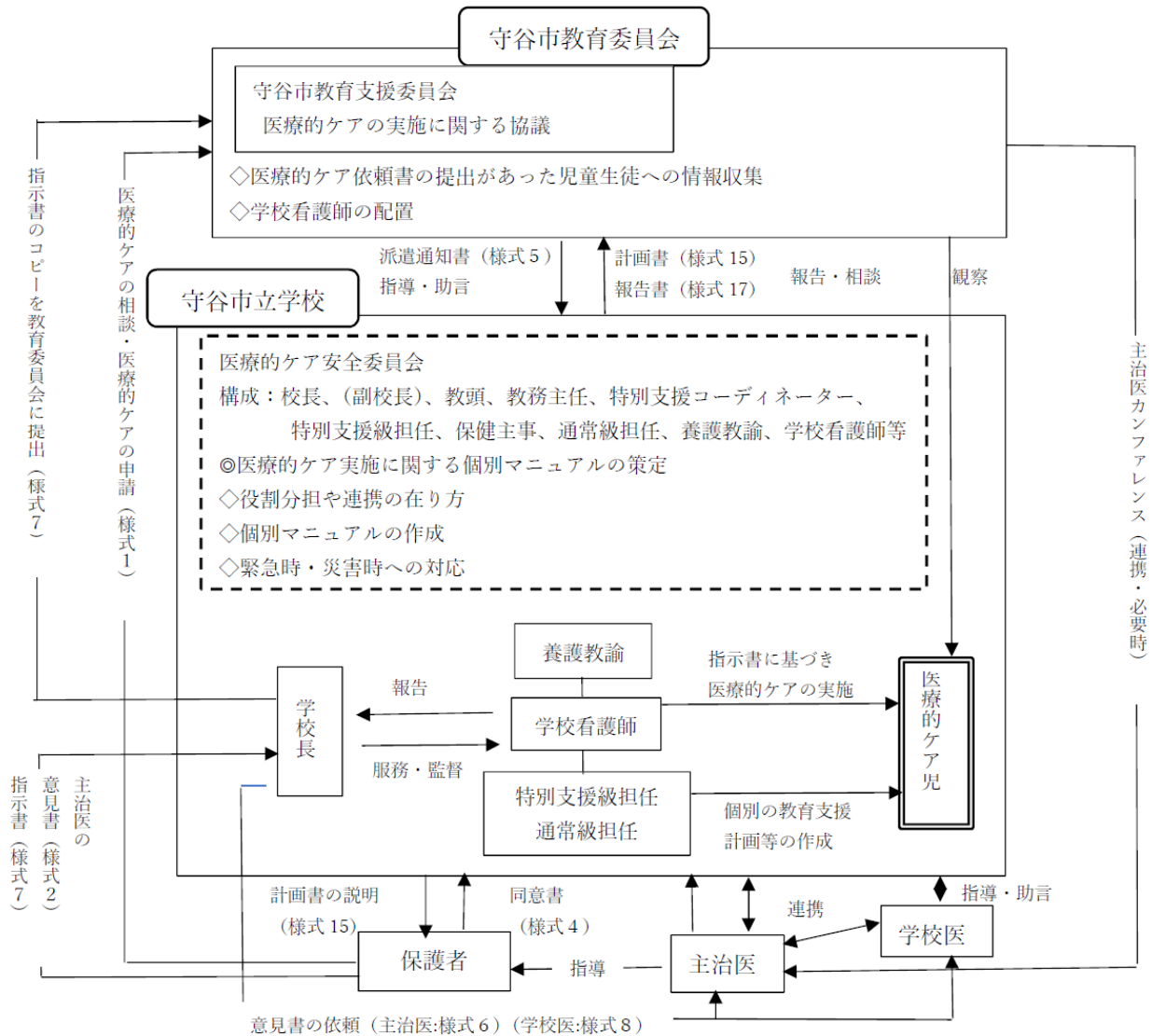
#### （２）実施者

実施に当たっては学校看護師が実施することを基本とします。

※「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けた教職員

※必要に応じて保護者の協力を依頼

### （3）実施体制イメージ



### 4 今後のスケジュール

令和5年3月 ○医療的ケア実施に関するガイドライン策定（市教委）

令和5年4月～ ○医療的ケア委員会の実施（学校）

- ・主治医へ主治医指示書の作成依頼
- ・学校医へ学校医の意見書作成依頼
- ・医療的ケア実施に関する個別マニュアル作成
- ・市教委に医療的ケア実施計画書の提出

○学校へ医療的ケア実施通知書（市教委）

医療的ケアの実施

# 守谷市立小学校及び中学校 医療的ケア実施に関するガイドライン

令和5年 月  
守谷市教育委員会

# 目 次

## 1 策定の背景

## 2 策定の目的

## 3 医療的ケアの範囲及び実施者

## 4 実施体制

## 5 対象者

## 6 医療的ケアの実施に向けた役割

(1)教育委員会の役割

(2)学校の役割

(3)学校看護師の役割

(4)主治医の役割

(5)学校医の役割

(6)保護者の役割

## 7 関係機関の連携

(1)学校における連携

(2)医療機関との連携

(3)保護者との連携

(4)関係校園(所)との連携

## 8 事故への対応

(1)医療的ケア実施関係者の責任

(2)事故への対応・検証

## 1 策定の背景

医療技術等を背景として、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等(以下「医療的ケア児」という。)が年々増加するとともに、特別支援学校以外の小中学校においても、医療的ケア児が在籍するようになるなど、医療的ケア児を取り巻く環境が変わりつつあります。

国では、平成31年3月の「学校における医療的ケアの今後の対応について(通知)」により、小中学校等を含む全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等を整理し、医療的ケア児への対応を推進しています。

医療的ケア児の教育に当たっては、安全の確保が保障されることを前提に、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが大切です。教育委員会では、早期からの教育相談・支援、保護者や医療機関との連携、受け入れる学校での人材確保を含め、一体的な体制整備を進め、令和5年4月より市立学校において医療的ケアを実施します。

## 2 策定の目的

このガイドラインは、守谷市立学校に在籍する児童生徒を対象として行う医療的ケアについて、その実施に関する総合的な基準を示すとともに、実施上の配慮事項、適切な校内実施体制等について定めたものです。

各学校においては、このガイドラインを踏まえ、医師の指導のもと、看護師及び准看護師(以下「学校看護師」という。)と教員等の相互連携により、在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒の自立促進と健康で安定した学校生活を送ることができるよう校内実施体制の整備を図ります。

なお、本ガイドラインは、今後においても、必要に応じて随時見直しを行うものとします。また、医療的ケアの実施に係る申請手続等については、「守谷市立学校における医療的ケア支援事業実施要綱」で別途定めるものとします。

## 3 医療的ケアの範囲及び実施者

医療的ケアとは、口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養その他の「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について」に規定する医行為のうち、教育委員会が、校内で安全に実施することができると判断した日常的ケア及び応急的ケアとします。なお、実施に当たっては学校看護師が実施することを基本とします。

## 4 実施体制

医療的ケアの実施に当たっては、教育委員会に設置されている教育・福祉・医療等の関係者で構成した「**守谷市教育支援委員会**」において実施に関する協議を行います。

また、医療的ケアを実施する学校では、学校長の管理責任の下、学校看護師、関係する教諭・養護教諭、学校医等によって組織した「医療的ケア安全委員会」を設置し、学校看護師が、医療的ケアを実施することができるようになるとともに、主治医と連携を図り、学校における実施体制を構

築します。

## 5 対象者

小中学校で実施する医療的ケアの対象者は、障がいの状態や医学的見地からの意見等を踏まえ、**守谷市教育支援委員会において、通常学級又は特別支援学級に就学することが適当と答申されたもの**、又はそれに準ずると教育委員会が判断したもので、安全性の確保はもとより、十分な教育を受けられることについて保護者が合意した児童生徒とします。

## 6 医療的ケアの実施に向けた役割

### (1)教育委員会の役割

教育委員会は、医療的ケア児に関わる関係者(教育委員会、学校、保護者、主治医等)が相互に協力し、それぞれの役割分担を実践できる体制を整備し、安全を確保するために十分な措置を講じます。

#### 【主な役割】

- ①医療的ケアに係るガイドライン等の策定
- ②医療的ケアを実施する看護師等の確保及び必要に応じた研修の実施
- ③主治医及び医療機関との連携
- ④医療的ケア実施事例の蓄積及び分析
- ⑤医療的ケア実施の周知等
- ⑥学校における「医療的ケア実施要領」の策定及び「医療的ケア安全委員会」の設置・運営に係る指導・助言

### (2)学校の役割

医療的ケア児が在籍する学校は、組織的な対応ができるよう、学校長を中心に教職員等が協力する体制を構築します。医療的ケアの実施に係る基準やルールの整備を行い、教育委員会・主治医・保護者等と連携を密接に行い、医療的ケア児の安全確保に努めます。

また、緊急時における迅速な対応については、校内における実施体制や医療機関等との連携を図って実施します。

#### 【主な役割】

- ①**学校における「医療的ケア実施要領」**の策定
- ②「医療的ケア安全委員会」の設置・運営
- ③各教職員の役割分担
- ④保護者、医療機関等との連携体制の構築
- ⑤緊急時の体制整備

### (3)学校看護師の役割

学校看護師は、医療的ケア児の状態に応じ、その安全性を十分に考慮した上で医療的ケアを実施します。なお、主治医の指示に基づいて医療的ケアを行うことから、医療機関との緊密な連携が

不可欠であり、医療的ケア児の健康状態、医療的ケアの実施内容等の情報を取りまとめ、学校から主治医に提供します。

#### 【主な役割】

- ①医療的ケア児のアセスメント・健康管理
- ②医療的ケアの実施
- ③医療機関等との連携
- ④教職員・保護者との情報共有
- ⑤医師の指示に基づく「医療的ケア実施に関する個別マニュアル」の作成
- ⑥医療的ケアの記録・管理・報告
- ⑦「緊急時個別対応マニュアル」の作成
- ⑧医療的ケア実施事例の蓄積及び分析

### (4)主治医の役割

主治医は、医療的ケア児の健康状態及び実施状況について学校から情報を取得し、その内容に基づいて医療的ケアに係る指示を行います。また、「医療的ケア個別対応マニュアル」等への指導・助言を行います。

#### 【主な役割】

- ①医療的ケア児や学校の状況を踏まえた指示
- ②個別の手技に関する学校看護師等への指導・助言
- ③「医療的ケア個別対応マニュアル」「緊急時個別対応マニュアル」への指導・助言
- ④課外活動や宿泊学習等への参加体制についての指導・助言
- ⑤教育委員会及び学校への情報提供
- ⑥保護者への説明

### (5)学校医の役割

学校医は、医療的ケア児の健康状態及び実施状況について学校から情報を取得し、主治医との連携(医療的ケアに係る指示等)を基に、個々の実施に当たっての指導・助言を行います。

#### 【主な役割】

- ①学校の「医療的ケア実施要領」や「医療的ケア個別対応マニュアル」等への指導・助言
- ②医療的ケア実施に当たっての指導・助言
- ③緊急時に係る指導・助言
- ④課外活動や宿泊学習等への参加体制についての指導・助言

### (6)保護者の役割

保護者は、学校における医療的ケアの実施体制と責任の分担について理解し、学校看護師に医療的ケア児の健康状態を報告する等、適切なケアを受けるために協力します。また、学校と主治医との連携や緊急時の対応に係る協力を行います。

## 【主な役割】

- ①学校との連携・協力
- ②緊急時の対応
- ③医療的ケア児の健康状態の報告
- ④学校と主治医の連携への協力
- ⑤経費負担及び物品管理

## 7 関係機関の連携

### (1)学校における連携

学校において医療的ケアを実施するに当たり、学校長を中心として、学校看護師・養護教諭、担任等を含む全教職員が、医療的ケア児への対応と学校における医療的ケアの教育的意義を理解するとともに、医療的ケア児に関する情報を共有し、連携を図ることが必要です。

安全に医療的ケアを実施するためには、「**医療的ケア実施要領**」を策定するとともに、「医療的ケア安全委員会」を設置・運営し、校内において連携協力しながらそれぞれの役割と責任を果たしていくことが重要です。

また、日常におけるヒヤリ・ハット等の事例の蓄積と予防対策、緊急時における役割分担等についても事前に共有する必要があります。

### (2)医療機関との連携

学校における医療的ケアの実施に当たっては、医療分野の専門的な指示が必要であり、主治医や学校医との連携が不可欠です。

主治医に医療的ケアの指示を依頼する際には、当該学校における医療的ケアに関わる情報を提供します。また、医療的ケアを実施後は、医療的ケア児の健康状態、医療的ケアの実施内容等の情報を取りまとめ報告します。

なお、緊急時における対応の為に、学校医等の市内の医療機関とも連携し、医療的ケア児の安全確保を図ります。

### (3)保護者との連携

学校での医療的ケアの実施には、保護者の理解や協力が不可欠です。

保護者が、医療的ケア児の健康状態、家庭での医療的ケアの内容や頻度、想定される緊急時の対応等を、あらかじめ学校に説明することで、実施可能な医療的ケアの範囲について共通理解を図ることが可能となります。

学校は、緊急時における保護者との連絡手段を確保し、登校後に健康状態がすぐれない場合等の対応について、保護者とその都度協議を行い、安全に医療的ケアが実施できるように努めます。

### (4)関係校園(所)との連携

医療的ケアを実施するに当たっては、就学・進学時における情報共有を行い、「点」ではなく、「線」

として継続的に支援を行うことが重要です。保護者の同意に基づき、前籍校園(所)や就学・進学先の学校等と情報共有を行い、「線」としての継続的な支援へつながるように関係校園(所)が連携するように努めます。

## 8 事故への対応

### (1)医療的ケア実施関係者の責任

医療的ケアの実施において、各関係者はそれぞれ役割を担い、医療的ケアに係る事故が起きないように、あらゆる事態を想定し万全の体制で行うこととします。

しかし、突発的な事故等が発生した場合には、医療的ケア児の生命の危機に当たる場合があることから、医療的ケアの実施に関わる者は、常に責任を全うするように努め、随時、医療的ケア児への対応状況を確認します。

#### 【主な役割】

- ①教育委員会:実施状況や情報把握による未然防止 等
- ②学 校:実施体制や実施状況の把握 等
- ③主治医・学校医:医療的ケア児の状態把握、実施者及び学校の実施体制に合わせた適切な指示 等
- ④学校看護師:医師の指示・校内実施体制に基づいた職務の遂行 等
- ⑤保 護 者:学校での実施状況の把握、健康状態等の報告、主治医の指示の履行 等

### (2)事故への対応・検証

学校における医療的ケアの実施に当たっては、事故の未然防止に向けた体制整備を行った上で取り組むこととしていますが、万一事故が発生した場合は、**医療的ケア実施要領**の規定に基づき、落ち着いて対応し必要な措置を講ずることとします。

なお、事故発生時は、必ず事故原因、対応状況、結果等をまとめ、学校から教育委員会へ報告し、体制整備等必要な見直しを行い、今後の再発防止に努めます。

## 中学校部活動の地域移行について

中学校部活動の段階的な地域移行を目指し、子どもたちが将来にわたり継続してスポーツ・文化活動に親しむことができるよう学校と地域が協働・融合した環境整備を進めます。

休日の中学校部活動管理運営業務及び指導者養成業務を、一般社団法人守谷市スポーツ協会に委託します。

### 1 部活動管理運営について

既存部活動のうち、12 部活動（全体の約 20%）を目安に、休日の部活動指導を地域人材に委ねます。

生徒が主役のスポーツ・文化活動の場として、新たな種目を体験する機会を提供します。

学校長、保護者、スポーツ・芸術・文化団体（協会等）、市職員等による運営協議会を設置し、情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備します。

#### 【業務委託の主な内容】

- （１）運営スタッフ（指導者・コーディネーター）の募集・雇用・労務管理
- （２）指導者養成講習会の開催
- （３）体験教室の開設
- （４）生徒・保護者アンケート、指導者ヒアリング等調査・分析

#### ◎運営スタッフの配置

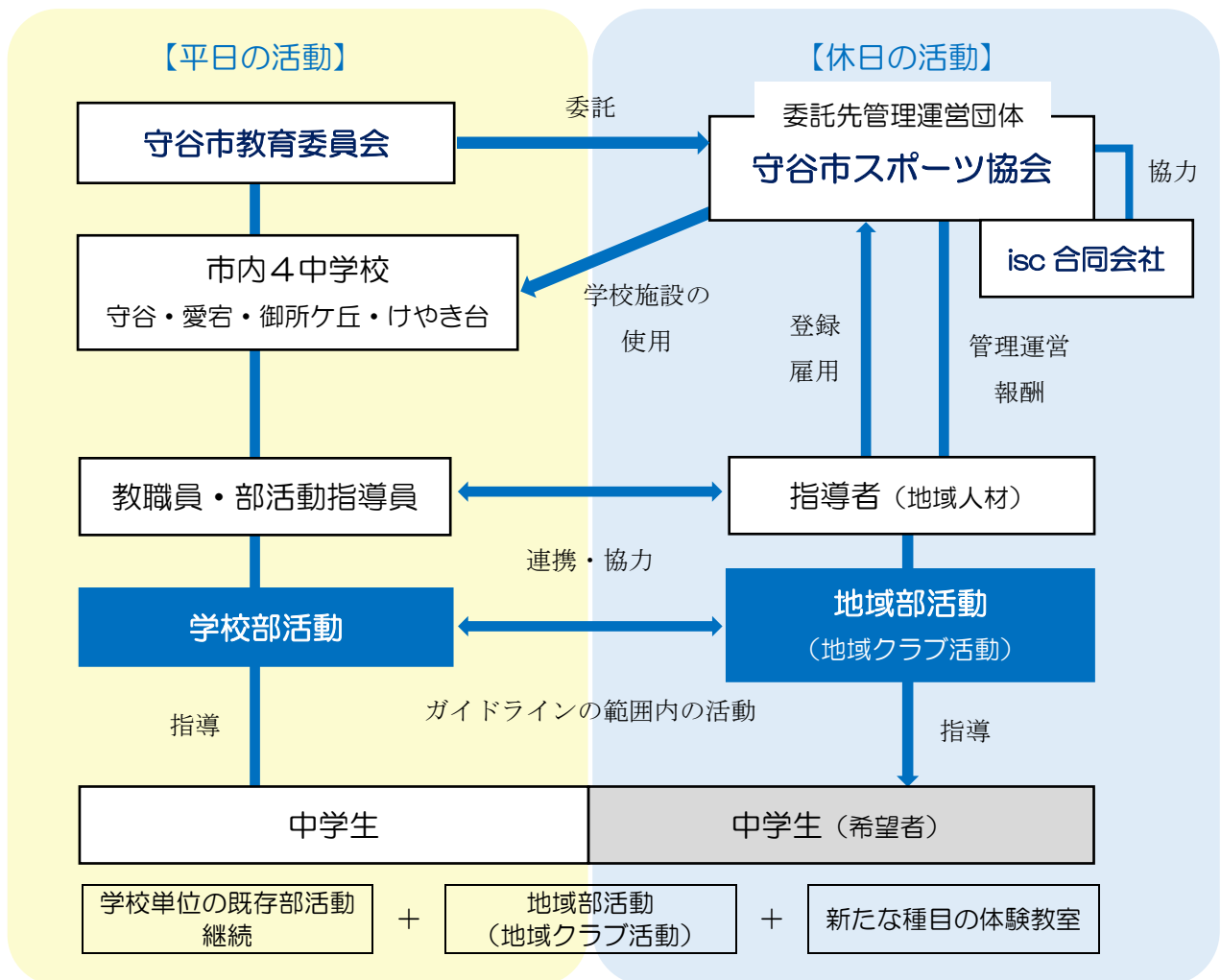
| 職名         | 人数             | 従事内容等                             |
|------------|----------------|-----------------------------------|
| 統括コーディネーター | 1 名            | 市・学校との連絡調整、活動計画の策定、試合の参加調整、緊急時の対応 |
| コーディネーター   | 各学校<br>1 名（※）  | 各学校との連絡調整、保護者への連絡など               |
| 主任指導者      | 1 部活動<br>1 名   | 部活動の指導、保護者との連絡調整等（基礎研修・専門研修受講）    |
| 副主任指導者     | 1 部活動<br>1 名程度 | 部活動の指導、保護者との連絡調整等（基礎研修受講）         |

※ 内 1 名、統括コーディネーターと兼務

### 2 今後のスケジュール（予定）

- |                |                                                      |
|----------------|------------------------------------------------------|
| 令和 5 年 3 月     | 地域クラブ活動ガイドライン策定                                      |
| 4 ～ 6 月        | 運営協議会により活動方針及び実施種目・部活（クラブ）検討・決定、指導者養成講習会実施           |
| 7 月～           | 一部の種目・部活（クラブ）の準備が整い次第、活動スタート                         |
| 10 月～          | 学校部活動の種目に加え、新たな種目の体験機会提供スタート（例：ダンス・フィットネス・プログラミングなど） |
| 令和 6 年 1 ～ 3 月 | 地域移行の取組に関する事業評価・活動方針の見直し等                            |

【参考】中学校部活動全体のイメージ(令和5年度)



# 守谷市地域クラブ活動ガイドライン (案)

令和5年3月

守谷市教育委員会

## 目 次

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| はじめに .....                          | 1  |
| I 地域クラブの設立 .....                    | 5  |
| 1 地域クラブ設立に向けた環境整備 .....             | 5  |
| （１）地域クラブ活動への参加者 .....               | 5  |
| （２）地域クラブの運営体制の整備 .....              | 5  |
| （３）地域移行の進め方 .....                   | 5  |
| （４）大会等の在り方の見直し .....                | 6  |
| 2 地域移行の制度設計の手順 .....                | 6  |
| （１）協議会等の設置、定期的な実施 .....             | 6  |
| （２）推進計画の策定をはじめとする情報発信 .....         | 7  |
| （３）ニーズ・課題の把握 .....                  | 7  |
| （４）運営団体の設立等 .....                   | 7  |
| （５）指導者の確保 .....                     | 8  |
| （６）活動場所の確保 .....                    | 8  |
| （７）運営団体の「規約・運営方針」の策定 .....          | 8  |
| （８）地域クラブ活動に係る費用負担の軽減 .....          | 9  |
| （９）教職員の兼職兼業等や大会役員業務に係る制度の整備 .....   | 9  |
| （１０）生徒、保護者、関係団体、学校、地域住民への情報発信 ..... | 9  |
| II 地域クラブ活動の運営 .....                 | 9  |
| 1 適切な運営体制の構築 .....                  | 9  |
| （１）クラブ規約の策定・公表 .....                | 9  |
| （２）クラブ運営方針の策定 .....                 | 10 |
| （３）競技団体や大会等への参加登録 .....             | 10 |
| （４）会費の設定と適切な会計処理 .....              | 11 |
| （５）保険への加入 .....                     | 11 |
| （６）ガバナンスコードの策定 .....                | 12 |
| （７）相談窓口の周知 .....                    | 12 |
| （８）関係団体との連携 .....                   | 12 |
| 2 適切な指導体制の構築 .....                  | 13 |
| （１）指導者に求められる資質 .....                | 13 |
| （２）指導者資格の取得 .....                   | 13 |
| （３）指導者としての質の保障 .....                | 14 |
| （４）指導者の確保と活用 .....                  | 14 |
| （５）生徒の多様な活動への理解 .....               | 15 |
| 3 適切に休養を確保するための活動時間の設定と管理 .....     | 16 |
| （１）適切な活動時間や休養日等の設定 .....            | 16 |
| （２）活動場所の確保と活用 .....                 | 16 |
| （３）合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進 .....        | 17 |
| （４）学校等との連携 .....                    | 17 |
| おわりに .....                          | 19 |
| 別添：守谷市部活動地域移行推進プラン .....            | 20 |

## はじめに

平成30年3月、国から「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の通知があり、その中で、地域との連携を含む学校部活動の見直しが言及された。

これを受け、茨城県（以下、「県」という。）は、「部活動の運営方針」を策定し、部活動改革をスタートさせた。

その後、国の「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」※1を受けて、県でも、地域移行の具現化に向けた検討を本格化させた。

令和4年2月には、県が、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革に関する有識者会議」を設置し、議論の結果、5月に「地域移行を目指して」との副題が付された『提言』※2が示された。

これに先立ち、本市では、令和4年4月から学校教育改革プランの一環として、「守谷型カリ・マネを生かした部活動改革」に着手し、週3日の5時間授業日「アーリーデー」における部活動実施により、活動時間の確保と生徒の早期下校の両立、部活動の時間を授業同様に50分単位とし、週7コマの活動内容を効率化するなど、地域との連携を視野に入れた取組をスタートさせた。

また、地域移行の検討についても併行して行い、令和5年1月からは、休日の部活動の段階的な地域移行を基本としたモデル事業を開始し、移行に伴う諸課題について、検討・準備を進めている。

なお、県においては、令和4年12月に、地域移行期における学校部活動を対象とした「茨城県部活動の運営方針」が改訂※3されている。

国においても、令和4年12月にこれまでの部活動に係るガイドラインを全面的に改訂し、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」※4が策定された。

その中では、「新たな地域クラブ活動」や「学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」、「大会等の在り方の見直し」について方向性が示され、令和5年度から可能な限り早期に移行を実現することを目指し、地域スポーツ・芸術文化環境の整備のための取組を重点的に進めることが求められている。

これら一連の部活動改革の背景には、近年の少子化に伴う学校の小規模化等により、単独でチームが組めない、生徒の希望する部活動がない、技術や医・科学の面で専門性に裏付けられた指導を受けることができないなどの事例が増加していることがある。

また、勝利至上主義への傾倒や適切な休養を度外視した長時間活動等により、生徒が心身に疲労を蓄積させ、その結果、傷害のみならずバーンアウト（燃え尽き症候群）などにより生涯にわたってスポーツ・芸術文化活動を楽しむことができなくなるといった事例も挙げられる。

これからの時代を生きる子どもたちのために、スポーツ・芸術文化活動の環境を持続可能なものとするためには、学校部活動の維持がこれ以上困難な状況となる前に、新た

に地域スポーツクラブや地域文化クラブを整備する必要がある。

これらの地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。））の一環として捉えることもでき、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものである。

地域クラブ活動については、社会総がかりで「地域の子どもたちを地域で育てる」という共通理解の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、学校部活動の教育的意義を継承しつつ、可能な限り多様なスポーツ・芸術文化活動環境を一体的に整備することが望まれている。

そこで、国及び県のガイドライン※5を踏まえ、子どもたちが個々の多様なニーズ・志向に応じて活動を選び、自主的・自発的に参加でき、安心・安全に活動できる環境の実現に向けて、中学校部活動の地域移行を推進するためのガイドラインを策定する。

#### 《参考》これまでの地域移行に係る経緯 ～国及び県通知・提言等の概要～

| 注釈・発行・日付              | 概 要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ※1<br>スポーツ庁<br>[R2.9] | <p>【学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について】</p> <p>○部活動は教師による献身的な勤務の下で成り立ってきたが、休日を含め長時間勤務の要因</p> <p>指導経験のない教師にとって多大な負担、クラブ加入者にとっても望ましい指導を受けられない</p> <p>○持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現（必ずしも教師が担う必要のない業務）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に部活動指導に携わる必要がない環境を構築</li><li>・クラブ加入者の活動機会を確保するため、休日に地域で活動できる環境を整備</li><li>・指導を希望する教師には、休日に指導できる仕組を構築</li></ul> <p>○具体的取組</p> <p>I. 休日の部活動の段階的な地域移行（R5以降、段階的に実施）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保</li><li>・兼職兼業の仕組の活用</li><li>・保護者による費用負担、地方自治体による減免措置等と国による支援</li></ul> <p>II. 合理的で効率的な部活動の推進・都市</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・過疎地域における他校との合同部活動の推進</li><li>・クラブ加入者・指導者間のコミュニケーションが可能となるICT活用の推進</li><li>・地方大会の在り方の整理（実態把握、精選、参加資格の弾力化等）</li></ul> <p>※主として中学校を対象。高校も同様の考え方を基に取組を実施</p> <p>高校の部活動は学校の特色として位置付けられている場合があることに留意</p> <p>その場合、別途設置者の責任において教師の負担軽減を考慮した適切な指導体制を構築</p> |

|                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>※2</p> <p>茨城県<br/>教育委員会<br/>[R4.5]</p>  | <p>【学校の働き方改革を踏まえた部活動改革に関する提言～地域移行を目指して～】</p> <p>Ⅲ. 生徒のニーズに対応したスポーツ・文化芸術活動環境の整備（地域移行を含む）について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域移行を実現する環境の整備と支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒が希望する競技や分野の活動に参加し、専門的な指導等を受けることができる環境として、地域移行を推進することが急務</li> <li>・中学校・高校で休日に部活動指導を行う教員をゼロとする目標期限の前倒し</li> <li>・部活動が担っていた教育的機能を、地域が引き継いでいく体制の構築</li> </ul> </li> <li>2 指導者の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導者として相応しい資格要件と、事故発生時の責任等を明確化した契約条項を設定</li> <li>・将来的に地域において子供から大人までの幅広い世代が体系的なプログラムで活動</li> </ul> </li> <li>3 兼職兼業に係る整理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間外在校等時間と合わせた上限について、45時間を超えてしまうことや土日両日の兼職兼業について認めないこととする</li> </ul> </li> <li>4 活動場所の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設等の利活用を促進すべき</li> </ul> </li> <li>5 活動費や保険等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経費について受益者負担が原則だが、経済的に困窮する家庭に対しては補助を検討</li> </ul> </li> <li>6 大会参加資格の緩和・中体連の方向性を踏まえ、高体連等に対し、主催大会へ地域クラブ活動等学校以外の団体が参加することを認めるよう要望</li> </ol> |
| <p>スポーツ庁<br/>[R4.6]</p>                    | <p>【「運動部活動の地域移行に関する検討会議」提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○休日の部活動から段階的に地域移行することを基本</li> <li>○目標時期：令和5年度の開始から3年後の7年度末を目途（改革集中期間）</li> <li>○平日については、できるところから取り組む<br/>休日の移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進</li> <li>○地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等に着実に取り組む</li> <li>○地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| <p>文化庁<br/>[R4.8]</p>                      | <p>【「文化部活動の地域移行に関する検討会議」提言】</p> <p>上記運動部と同内容</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| <p>※3</p> <p>茨城県<br/>教育委員会<br/>[R4.12]</p> | <p>【茨城県「部活動の運営方針」（改訂版）】</p> <p>〈主な変更点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○活動時間及び休養日の設定を見直し（「程度」から「上限」と位置付け）</li> <li>○活動計画に加えて活動実績もホームページ等で公表</li> <li>○任意加入である部活動の費用負担の在り方の見直し</li> <li>○勤務時間外在校等時間の縮減と複数顧問制の推進等</li> <li>○大会運営・役員業務の整理等</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

|                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>※4</p> <p>スポーツ庁<br/>文化庁</p> <p>[R4.12]</p> | <p>【学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン】<br/>(H30 に発出された運動部活動及び文化部活動それぞれのガイドラインを統合した上で改訂)</p> <p>○教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方</p> <p>○学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方</p> <p>○新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等</p> <p>○学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方</p>                                                                                                                 |
| <p>※5</p> <p>茨城県<br/>教育委員会</p> <p>[R5.2]</p>  | <p>【茨城県地域クラブ活動ガイドライン】</p> <p>県有識者会議提言及び国のガイドラインを踏まえ、子どもたちが個々の多様なニーズ・志向に応じて活動を選び、自主的・自発的に参加でき、安心・安全に活動できる環境の実現に向けて、公立中学校・高校部活動の地域移行を推進するための地域クラブ設立の方法や手順とともに、地域クラブ活動の運営に当たっての留意事項を整理した指針を策定</p> <p>I. 地域クラブの設立</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域クラブ設立に向けた環境整備</li> <li>2 地域移行の制度設計の手順</li> </ol> <p>II. 地域クラブ活動の運営</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 適切な運営体制の構築</li> <li>2 適切な指導体制の構築</li> <li>3 適切に休養を確保するための活動時間の設定と管理</li> </ol> |

※1～5 は、《参考》これまでの地域移行に係る経緯 ～国及び県通知・提言等の概要～参照

## I 地域クラブの設立

### 1 地域クラブ設立に向けた環境整備

#### (1) 地域クラブ活動への参加者

従来から学校部活動に所属している生徒はもとより、今まで学校部活動に参加していない生徒や、各種スポーツ・芸術文化活動を苦手としている生徒、障がいのある生徒など、参加を希望する全ての生徒が対象となる。

#### (2) 地域クラブの運営体制の整備

ア 運営団体は、次のような多様な団体が想定される。

市スポーツ協会、市文化協会、その他法人（NPO等）、総合型地域スポーツクラブ※6、スポーツ少年団、競技団体、芸術文化団体、クラブチーム、プロチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学、学校区（コミュニティ・スクール）ごとの地域学校協働本部※7、保護者会、複数の学校の部活動が合同で設立する団体等

イ 運営体制の整備に当たっては、スポーツ・芸術文化活動の最適化を図り、地域移行期における生徒の体験格差を解消する観点から、市があらゆる方法で上記アの運営団体と連携しながら、体制整備に努める。

ウ 地域移行期においては、学校部活動と連携して部活動指導員を活用するなど、生徒の活動環境の確保に努める。

#### (3) 地域移行の進め方

ア 市及び運営団体は、まずは、休日における地域クラブ活動の環境整備を進めることを基本とする。

イ 市は、県のガイドラインを踏まえて「推進計画」を策定し、可能な限り、地域移行の早期実現を目指す。

ウ 市及び運営団体は、平日の地域クラブ活動についても、休日における取組の進捗状況等を検証しながら、できるところから取組を進める。

エ 市及び運営団体は、休日と平日とを一体として移行するケースや、平日から先に移行するケースも視野に入れて取組を進める。

オ 地域移行期において、休日の地域クラブと平日の学校部活動とで指導者が異なる場合は、地域クラブの指導者は、あらかじめ学校の部活動指導員や顧問と指導方針や生徒の活動状況に関する情報の共有を行い、生徒や保護者等への説明を丁寧に行う。

なお、運営団体は、地域クラブの指導者に対し、学校と連絡調整を含め、緊密な連携を図るよう指導・監督を行う。

---

※6：JSPO においては、令和4年4月から、総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度の運用を47都道府県で開始している。また、総合型地域スポーツクラブとスポーツ少年団が融合した取り組みを検討している。

※7：コミュニティ・スクールと一体的に推進している地域学校協働活動を担う地域住民や団体等による緩やかなネットワーク体制。

#### (4) 大会等の在り方の見直し

- ア 市は、必要に応じて、大会等の主催者に対し、大会等への参加資格を学校単位に限定することなく、地域クラブ単位でも参加可能とすることについて要請する。
- イ 市は、地域クラブが参加できる大会等に対して、後援や補助、学校や公共施設の貸与等の積極的な支援を検討する。
- ウ 市は、中体連の主催大会の運営を可能な限り教職員によらない体制で行うため、民間企業を含む関係団体等に対し、スタッフとして参画できる人員の協力について特段の配慮を求める。
- エ 市は、大会運営等のスタッフを確保する観点から、大会等の主催者に対し、大会開催日について休日開催を含めた開催の在り方の検討を要請する。
- オ 市は、大会等の主催者に対して、傷害等の防止とパフォーマンスの向上のために適切な休養を確保できるよう、開催回数の精選を要請する。
- カ 市は、近隣市町村等に参加要請する大会を主催する場合、内容の充実を図るとともに、少子化や生徒・チーム減少の現状を踏まえ、生徒の心身の負担が過重にならないよう、可能な限り大会を統合するなどして試合等の数を限定する。
- キ 市は、参加する生徒の健康と安全を守るため、大会等の主催者に対し、熱中症等の危険を考慮するよう、必要に応じて大会等の開催時期や時間帯等について見直しを要請する。

## 2 地域移行の制度設計の手順

---

地域移行及び運営については、進捗状況等の検証を適宜行い、必要に応じてスケジュールを見直しながら、着実に進めていくことが必要である。

具体的に行う内容や留意点は次のとおりとする。

#### (1) 協議会等の設置、定期的な実施

- ア 市は、必要に応じ、地域スポーツ・文化振興等（社会教育）担当部署、学校の設置・管理運営担当部署、地域スポーツ・芸術文化団体、学校、保護者等の関係者からなる「協議会等」を設置する。
- イ 協議会等には、必要に応じて有識者の参加を求め、客観的な意見を踏まえ、建設的な協議が行われるようにする。有識者としては、健康増進や社会福祉・医療、まちづくりの担当部署等が考えられる。
- ウ 協議会等においては、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、新たなスポーツ・芸術文化環境の整備方法等を検討し、実行する。その際、スポーツ推進委員等を活用し、地域のスポーツ団体等との連絡調整を図ることも考えられる。
- エ 市や運営団体は、県等が提供する指導者の情報や、市内のスポーツ・芸術文化活動の施設等に関する情報などを活用し、環境整備に取り組む。
- オ 市は、スポーツ協会や文化協会などの団体等と連携し、地域の各スポーツ・芸術文化団体等の取組に助言・支援を行う。
- カ 市や運営団体は、必要に応じて、競技団体又は生徒のスポーツ・芸術文化活動に関わる各分野の関係団体等が提供する専門的な指導者の養成・派遣や活動プログラムなどを活用する。

## （２）推進計画の策定をはじめとする情報発信

- ア 市や協議会等は、推進計画の策定等により、生徒・保護者や学校はもとより、スポーツ・芸術文化団体等の関係者や住民に対し、取組の背景や地域におけるスポーツ・芸術文化環境の整備方針、具体的な取組の内容、生徒自身や地域社会に対し見込まれる効果、地域移行のスケジュール等について分かりやすく周知し、理解と協力を得る。
- イ 市は、部活動の段階的な地域移行等に関する実践・実証事業等の成果の普及を図る。

## （３）ニーズ・課題の把握

- ア 市や協議会等は、学校部活動に入っていない生徒や、今後中学生となる児童やその保護者、地域住民等への聞き取りやアンケート調査を行うなどにより、ニーズや課題の把握に努める。その際、学校部活動にはない種目等やレクリエーション志向等のニーズの把握に努める。
- イ 市や協議会等は、把握したニーズや課題をもとに、新たなスポーツ・芸術文化環境の整備方法等の充実について検討する。なお、調査結果や検討状況等については、随時ホームページ等での公開に努める。

## （４）運営団体の設立等

- ア 市や協議会等は、地域クラブ活動の運営団体について、既存の団体がある場合は当該団体と協議のうえ決定し、既存の団体がない場合は新規に設立又はその支援をする。

なお、運営団体に必要となる主な業務としては、以下のような内容が考えられる。

- 地域クラブ活動の規約・運営方針の策定  
協議会等との連携
- 活動の周知に係る広報活動
- 参加者の募集、受付
- 活動のマネジメント  
活動計画の作成、活動実績報告の作成、施設の確保、送迎バス等の運行、大会等の参加手続き、保険手続き、事故・トラブル発生時の対応等
- 指導者のマネジメント  
指導者の確保、保険手続き、シフトの作成、従事時間管理、報酬の支払い、資質向上研修会の実施等
- 参加者のマネジメント  
出欠管理、参加費の徴収、安全管理等
- 地域、学校、関係団体等との連携
- 参加者及び保護者満足度を高める工夫  
アンケートの実施、PDCAサイクルによる運営改善等

- イ 団体による運営が軌道に乗るまでは、市がサポートすることのほか、市が運

営団体となることも考えられる。

ウ 単独の運営団体で地域全体の運営を担うことが困難な場合は、複数の運営団体が連携し、業務を行うことも有効である。

## （５）指導者の確保

ア 市や協議会等及び運営団体は、指導者確保のために、以下の対応を実施する。

- 地域のスポーツ・芸術文化活動を指導できる人材の把握・リスト作成  
市の競技団体の登録者、スポーツ少年団の指導者、スポーツ推進委員、クラブチームの指導者、文化団体の指導者、兼職兼業等を希望する教職員等
- 企業・大学等との連携
  - ・地域に企業や芸術文化団体がある場合は、連携して指導者確保
  - ・大学については、大学との連携を行うか、大学を通じての求人募集
- 民間事業者との連携  
スポーツクラブ、文化クラブ、人材派遣会社等の連携
- 求人募集  
マスメディアやコミュニティメディア、ハローワーク等
- 近隣市町村との連携  
近隣市町村と連携し、単一の市町村で実施できない活動を実施
- ＩＣＴを活用した遠隔指導体制の整備  
遠方の指導者からの指導が受けられるようＩＣＴ環境等を整備

イ 教職員以外の指導者については、体罰防止等のコンプライアンスに係る研修会を市が開催し、地域クラブ活動指導者として認定する。

ウ 市は、県が整備する人材バンクと連携する。

## （６）活動場所の確保

ア 市や協議会等は、地域クラブ活動の活動場所として、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設、地域の中学校をはじめとして、小学校、高等学校や廃校施設を活用できるよう配慮する。

イ 市や協議会等は、学校施設の管理運営について、指定管理者制度や業務委託等を取り入れ、地域クラブ活動を実施する運営団体に委託するなど、当該団体等の安定的・継続的な運営を促進する。

ウ 市は、地域クラブ活動を行う団体等に対して学校施設、社会教育施設や文化施設等について減免措置や低廉な施設使用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりに努める。

エ 市や協議会等は、学校施設等の利活用促進のための手立てを検討する。

## （７）運営団体の「規約・運営方針」の策定

市や協議会等は、運営団体が規約・運営方針をまとめ公開するよう、必要な助言を行う。

※ 次ページⅡ １（１）を参照

## （８）地域クラブ活動に係る費用負担の軽減

- ア 市は、施設使用料を低廉な額としたり、送迎面の配慮を行う場合などの支援を行うとともに、経済的困窮家庭の生徒の参加費用の支援等の取組を進める。
- イ 市は、運営団体が地元の企業等の協力を得て、企業等が有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附等の支援体制の整備を促進する。

## （９）教職員の兼職兼業等や大会役員業務に係る制度の整備

市教育委員会は、県教育委員会が定める兼職兼業等に係る要項に準じ、市立学校の教職員に対して、本人及び学校全体の公務の遂行に不均衡や支障を生じさせないなどの範囲において、兼職兼業等について適切に許可・承認する。

- ※ 県のガイドラインで、教職員が大会等の役員業務に従事する場合の兼職兼業等及び服務管理については、県教育委員会が別途整理する旨の記載あり。

## （10）生徒、保護者、関係団体、学校、地域住民への情報発信

- ア 市は、令和５年度以降、地域移行を推進することについて、情報発信を強化する。
- イ 市は、生徒が主体的に取り組める活動機会を選び確保できるよう、様々な地域活動を紹介するなど、生徒・保護者への情報提供に努める。
- ウ 市は、関係団体からの情報収集に努める。

## Ⅱ 地域クラブ活動の運営

### 1 適切な運営体制の構築

#### （１）クラブ規約の策定・公表

運営団体は、生徒や保護者に対し、安心して参加できる団体であることを示すために、クラブ規約を策定し、入会前に生徒や保護者の理解を十分に得る。

#### 《参考》クラブ規約の構成例※８

1. 総 則（クラブの名称と所在地）
2. 目 的
3. 事 業
4. 会 員（資格、手続き、会費など）
5. 役員及び事務局（役職、選出方法と任期、任務など）
6. 会 議（総会や運営委員会などの運営組織とその役割）
7. 会 計（会計年度、会計の原則、資金の管理など）
8. 規約の改定
9. クラブの解散
10. 附 則（施行日など）

※８：出典元：文部科学省 HP「総合型地域スポーツクラブ育成マニュアル」

## (2) クラブ運営方針の策定

ア 運営団体は、上述の「規約」に基づくとともに、本ガイドラインを踏まえたクラブの「運営方針」を策定して活動の方向性を示す。(運営方針策定上の留意点は次ページ参照)

### 《参考》クラブ運営方針の内容例

- |          |              |          |
|----------|--------------|----------|
| ・活動の目標   | ・育てたいクラブ加入者像 | ・向上させたい力 |
| ・具体的な手立て | ・活動時間、休養等    | など       |

イ クラブの「運営方針」策定に当たっては、生徒の中にはより上位の大会やコンクールを目指す者のみならず、基礎体力や社会性を身に付けることを目的にしたり、仲間と楽しい時間を過ごすことを目的にしたりする者もいるなど、生徒の志向が多様であることを受け入れ、勝利至上主義に傾倒することがないよう配慮する。

## (3) 競技団体や大会等への参加登録

ア 生徒が大会に参加する場合は、大会の資格要件等(参加対象や登録の必要性、保険等)を十分に確認する。

イ クラブとしての大会参加を目指す場合、必要に応じて競技団体や連盟等への登録や加盟が求められる※9ことから、運営団体は、特に地域移行期においては、登録や登録費の納入が学校と二重にならないよう配慮する。

やむを得ず二重登録の事態が生じる場合は、その内容や費用面等について、クラブ入会や競技団体・大会等への参加登録の前に保護者に十分説明し理解を得ること。

ウ 中体連等が主催する大会をはじめ様々な大会への参加資格については、クラブ単位での参加が認められるよう各方面で議論されているが、それぞれ大会により出場要件等が異なるため、必ず事前に確認することが求められる。

なお、クラブによる大会参加が実現する場合は、運営団体は、役員・審判などの大会運営にスタッフとして積極的に参画することが求められる。

---

※9：日本中体連は、全国中学校体育大会に地域スポーツ団体等が参加を希望する場合、「都道府県中学校体育連盟に加盟もしくは認定されていること」としている。(全国中学校体育大会への地域スポーツ団体等の参加資格について/ (公財) 日本中学校体育連盟/令和4年6月13日)

## 《参考》クラブ規約・運営方針策定上の留意点

### ○ねらい

- ・地域クラブ活動を通じてどのような人材を育成していくのか
- ・そのために、いつまでにどのような方策をとるのか

### ○クラブ名

- ・学校部活動と区別ができるようクラブの名称を工夫

### ○活動内容

- ・ニーズ調査の結果を踏まえ、活動内容を決定
- ・ニーズに応じて、可能な内容から実施
- ・単独地域で実施できない内容は、近隣市町村と連携するなどを検討

### ○活動回数、活動時間等の決定

- ・地域がもつ資源（人材、施設等）とニーズ・課題の把握の結果等を総合的に勘案
- ・回数は、最初は1～2か月に1回程度など可能な範囲から始め、段階的に増やすなどを検討

### ○費用負担の検討、財源の確保

- ・運営費用、指導者報酬、保険料（指導者、参加者）、施設使用料、消耗品代、会場への移動に係る費用、運営団体の事務に係る費用など
- ・生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費の設定を検討

### ○活動の開始時期の決定

- ・準備のできた活動・地域から部分的に開始。徐々に活動や地域を拡大

### ○実施要項の作成

- ・募集案内等に活用

## （４）会費の設定と適切な会計処理

- ア 運営団体は、会費について、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉に設定する。
- イ 運営団体は、経済的に困窮する家庭の生徒が地域クラブ活動へ参加する際、費用の負担を軽減するために、補助金を活用したり、寄附等による基金を創設したりするなど、活動機会を確保できるよう対策を講じる。
- ウ 運営団体は、国、県、市等の補助を受けて運営する場合、申請や報告など、必要な手続きを適切に行う。
- エ 運営団体は、公正かつ適切な会計処理を行った上で、組織運営の透明性を確保するため、情報開示を適切に行う。

## （５）保険への加入

- ア 運営団体は、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入させる。
- イ 保険適用の範囲については、活動の最中のみならず、活動場所への移動中や保護者による送迎中に事故等にあった場合にも適用を受けることができる内容のものを検討する。

## （６）ガバナンスコードの策定

ア 運営団体は、生徒や保護者のみならず地域全体から信頼を得るために、適正なガバナンス※10を確保するとともに、その状況に関する情報を積極的に開示することにより組織運営の透明性を確保する。

その際、スポーツ庁の「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」（以下、「ガバナンスコード」という。）を参照し、ガバナンスコードに添付されているセルフチェックシートに基づく自己説明資料を作成し、自団体のホームページ等で公開する。

イ 独立行政法人日本スポーツ振興センターが、スポーツ団体向けに「スポーツガバナンスウェブサイト」を開設し、ガバナンスコードに基づいた団体運営に関する自己説明の登録・公表を促進しているので、運営団体は積極的に活用する。

## （７）相談窓口の周知

運営団体は、指導者や団体にインテグリティ※11を欠く等の不適切な行動があった場合の対策として、次のような様々な相談の手段があることについて、加入生徒や保護者、地域住民等に対して積極的に発信する。

- ・運営団体自らが設ける相談窓口
- ・スポーツ庁が公表している「スポーツにおける暴力・ハラスメント等相談窓口一覧」※12
- ・JSP0 が設置する「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」※13 等

## （８）関係団体との連携

運営団体は、活動場所や指導者の確保を含む諸課題の解決へ向け、協議会等に積極的に参画し、緊密に情報共有や連絡調整を行う。

---

※10：「統治、管理、支配」という意味があり、企業等では「健全な企業運営を行う上で必要な管理体制の構築や企業の内部を統治すること」としている。経営リスクを未然に防ぐための考え方として広まってきた。

※11：「誠実」「真摯」「高潔」などの概念を意味する言葉。

※12：スポーツ庁 HP 参照

「[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop10/list/1412106.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop10/list/1412106.htm)」

※13：JSP0 HP 参照「<https://www.japan-sports.or.jp/cleansport/tabid1349.html>」

## 2 適切な指導体制の構築

### (1) 指導者に求められる資質

- ア 運営団体及び指導者は、実技指導のほか、安全・傷害予防に関する知識・技能の指導、大会等の引率、用具・施設の点検・管理、会計管理、保護者との連絡など、多様な職務に従事することとなる。
- イ 心身の成長の途上である生徒を対象とするため、指導者は、生徒の安全の確保や、練習等が過度な負担とならないよう徹底することはもとより、体罰・言葉の暴力・性暴力・ハラスメントなどの行為の根絶が強く求められる。指導に当たる際には、意見表明権を含む生徒の基本的な人権などの権利擁護の観点に留意しなければならない。
- ウ 運営団体及び指導者は、生徒や保護者に対する不適切な行為の防止に努めるだけでなく、生徒間で事故やトラブルがあった場合についても、看過することなく対処する。
- エ 運営団体及び指導者は、生徒理解はもとより、事故やトラブルへ対応する際に必要な知識や考え方などの知見を身に付けておく必要があることから、取得に一定の研修を要する指導者資格を有していることが求められる。

### (2) 指導者資格の取得

- ア スポーツ活動の指導者は、JSP0 公認スポーツ指導者資格※14 や中央競技団体が定める公認指導者資格など、公的に認められた資格を有していることが望ましい。

#### 《参考》指導者資格例

- JSP0 公認スポーツ指導者資格
  - ①スタートコーチ（教職員免許取得者）
  - ②スタートコーチ（スポーツ少年団）
  - ③スタートコーチ（競技団体ごと）
  - ④コーチ1～4（競技団体ごと）

※ 上記 JSP0 公認スポーツ指導者資格については、指導対象を厳密に区別されていないが、スポーツ少年団に指導者として登録する際は、スポーツ少年団対象のスタートコーチが必要となる。

※ 各資格の問い合わせ先は、①②が県スポーツ協会、③④が県競技団体となる。

- 中央競技団体独自の指導者資格

（例）日本サッカー協会公認コーチライセンス

日本バスケットボール協会公認コーチライセンス

- イ 公認指導者資格を取得していない指導者や指導者資格が設けられていない活動等の指導者は、県や市が開講する指導者講習会等を受講し、指導に当たることが求められる。

※14：JSP0 が加盟団体等と連携して昭和 40 年から養成を開始し、現在は公認スポーツ指導者資格として5つの領域にわたる 18 種の資格を設け、多様なスポーツ活動を推進することのできるスポーツ指導者を認定している。

### 《参考》地域クラブ活動の指導者として身に付けるべき知見例

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| ・コンプライアンスに関する内容 | ・スポーツ医・科学に関する内容 |
| ・傷害や事故の防止に関する内容 | ・著作権に関する内容 など   |

#### (3) 指導者としての質の保障

ア 運営団体及び指導者は、地域クラブ活動の実施に当たって、生徒の心身の健康管理（スポーツ障がいや外傷の予防、バランスのとれた生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底し、体罰・暴言・ハラスメントの根絶に努めなければならない。

イ 運営団体及び指導者は、生徒がバーンアウトすることなく、生涯を通じて活動に親しむ習慣の基礎を培うことができるよう、生徒の心身の状態を十分に把握した上で運営・指導に当たる。

また、生徒が自らの目標を達成できることを目指し、心身の休養を適切に確保しながら、短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動となるよう工夫する。

ウ 運営団体及び指導者は、中央競技団体や各活動分野の関係団体等が作成する指導手引を活用することが望ましい。

エ 生徒が複数のクラブ（地域移行期においては学校を含む。）に加入し指導者が異なる場合、各運営団体及び指導者は、必要に応じて指導者間で指導方針や生徒の活動に関する情報の共有を行うなど緊密な連携を図るとともに、生徒や保護者等に対して丁寧に説明する。

#### (4) 指導者の確保と活用

ア 運営団体は、スポーツ・芸術文化団体の指導者のほか、部活動指導員※15、退職教職員、兼職兼業等の許可・承認を得た教職員等、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員※16、競技・活動経験のある大学生や保護者など様々な関係者から指導者を確保する。

イ 指導者が十分に確保できない等の場合は、広域でクラブを設立することや、ICTを活用した遠隔指導ができる体制を整えることが想定される。

ウ 運営団体は、JSP0 が公認スポーツ指導者の活用を促進するために設置している、公認スポーツ指導者のマッチングサイトの活用を検討する。

エ 運営団体は、公立学校の教職員を指導者として雇用等する際には、当該教職員が市教育委員会等から兼職兼業等の許可・承認を得ているかどうか確認する必要がある。また、企業関係者等を雇用する際にも、企業等から副業等の許可・承認を得ているか確認する必要がある。

その際、兼職兼業等に係る許可条件や基準等の確認も併せて行うこと。

---

※15：中学校・高等学校の部活動において、学校長の監督下で顧問の代わりに単独で指導・引率がで  
きる学校職員。

※16：市町村教育委員会が委嘱をし、当該市町村におけるスポーツ推進のための事業実施に係る連絡  
調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行  
う人材で、昭和 36 年から位置付けられている。

オ 運営団体は、教職員が地域クラブ活動に兼職兼業等の許可・承認を受けて携わる場合、その業務が学校部活動と一体的に継続され、実質的に引き続き校長等の管理監督下にあるとみなされる、いわゆる看板の掛け替えのような活動・業務とならないよう、実施場所、指導体制、活動形態、活動内容等を整理する。※17

カ 運営団体は、公立学校の教職員を指導者として雇用等する際には、居住地や、異動や退職等があっても当該教職員が継続して従事するかの意向等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。

キ 運営団体、勤務校の校長及び市教育委員会は、教職員の兼職兼業等での従事に当たり、従事者の心身の健康に十分配慮する必要があることから、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を参照し、勤務時間等の管理を徹底するとともに、連携して従事者の適切な労務管理に努める。

## （５）生徒の多様な活動への理解

ア 運営団体は、生徒の活動の志向やスタイルが、競技志向が高いケースばかりではなく、複数の活動に取り組んだり、自身の余暇の時間を作るために活動日を調整したりするなど多様であることを理解するとともに、生徒がクラブ以外の多様な活動に自主的・自発的に参加する場合は、それを尊重する。

イ 地域での活動を持続可能なものにしていくため、ユニバーサルスポーツなど、障がいの有無や年齢等にかかわらず一緒に活動することができる環境を構築することが望まれる。

---

※17：「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について（令和３年２月１７日/文部科学省）参照

### 3 適切に休養を確保するための活動時間の設定と管理

---

#### (1) 適切な活動時間や休養日等の設定

ア 運営団体及び指導者は、地域の人材や場所等と生徒のニーズ等を総合的に勘案し、活動内容、回数や時間等を含む活動計画に反映させる。

その際、生徒のニーズが単一ではなく多様であること、生徒が心身ともに成長過程の思春期であること、健全な成長のためには家庭や学校での生活も重要な要素であることなどを十分に理解する必要がある。

イ 活動計画の具体の設定に当たっては、競技志向の高低にかかわらず、過度な活動が継続されると心身の疲労が蓄積し、傷害やバーンアウト等のリスクが高まる一方、パフォーマンスは低下することから、十分な休養を確保する必要がある。このことを最優先に位置付け、活動時間や休養日等について、医・科学的な知見に基づいて『茨城県「部活動の運営方針」(改訂版)(令和4年12月/茨城県教育委員会)』(以下、「県部活動運営方針」という。)に定められている時間や日数に準じて設定する。

ウ 運営団体及び指導者は、年間活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会の日程等)、毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、公表する。

#### (2) 活動場所の確保と活用

ア 活動場所は、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設※18、地域団体・民間事業者等が有する施設だけではなく、地域にある施設を活用することが考えられる。

イ 学校施設を活用する際は、施設の設置者※19の許可を得て、設置者が定める規則等を遵守する。

ウ 地域移行期においては、学校施設において学校部活動が行われていることが想定される。そのため、学校施設管理者、施設の設置者、関係団体等で協議を行い、複数の団体が希望する場合は公平に利用することができるよう調整するなど、緊密に連携を図る。

---

※18：図書館、博物館、公民館など、家庭や学校以外で、児童から青年、成人、高齢者に至るまで、全ての年齢の人たちに、学習や研修、スポーツや趣味に興じたり、楽しむ機会を提供したりすることができる生涯学習のための施設

※19：県立学校については茨城県、市立学校については市、私立学校については学校法人

### (3) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- ア 運営団体は、活動計画作成に当たって、限られた時間の中で効果を上げるべく、活動するタイムマネジメントの観点、学校生活や家庭生活とのバランスを保つ観点、さらに、指導者の長時間労働の防止に配慮する観点からも、活動過多を抑止する方向で作成する。
- イ 生徒の多様なニーズに対応するとともに、合理的でかつ効率的・効果的な活動を推進するに当たっては、必要に応じて有資格者などの専門性の高い人材を招いて研修を計画・実施する。

### (4) 学校等との連携

- ア 生徒は、地域クラブ活動に加え、地域で他の活動を行うことや、地域移行期には平日の放課後に学校部活動を行うなど、多様な活動を行うことが想定される。そのため、諸活動によって心身に負担がかかり健全な発育・発達に弊害が出ることはないよう、運営団体は、学校と活動内容などの情報を共有し活動過多の予防に資する。
- イ 運営団体及び指導者は、活動時間や休養日の設定状況に加え、大会の日程等について情報を把握し、生徒の活動が総合的に県及び市部活動運営方針に示す「適切な休養日等の設定」を超えないよう、活動状況やスケジュール等の共通理解を徹底し、生徒の望ましい成長を保障する。
- ウ 運営団体及び保護者は、生徒の将来を見据えた指導が必要になってくることから、通常の活動に加えて進路面等についても学校と情報を共有する。その際には、個人情報の取扱いに細心の注意を払う。

### 《参考》「守谷市部活動の運営方針」（改訂版）に準ずる活動時間、休養日等の設定

#### (1) 適切な休養日等の設定

##### ア 活動時間の上限の遵守

○1日当たりの上限・1週間当たりの上限は次のとおり。(練習試合や大会等の当日を除く。)

|     | 1日当たり |     | 週計   |
|-----|-------|-----|------|
|     | 平日    | 休日  |      |
| 中学校 | 2時間   | 3時間 | 11時間 |

○校長及び部顧問は、上限の範囲内で、可能な限り短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動となるよう活動時間（準備、片付け、移動時間を含まない。）を設定すること。

○休日に、練習試合や大会等により、休日の1日の上限を超えて活動を実施した場合、校長及び部顧問は、他の休日に休養日を振替えること。

また、祝日が含まれる週や、平日の大会等参加により、1日の上限を超えて活動を実施した場合も、週の上限の範囲内となるよう活動時間を調整すること。

○校長及び部顧問は、長期休業中においても、上表のとおり活動時間を設定する。

##### イ 朝の活動の原則禁止

○校長及び部顧問は、生徒の心身の疲労が解消できる十分な休養時間を確保するとともに、授業に支障を来すことがないようにするため、原則として朝の活動は実施せず、放課後の限ら

れた時間で実施する。

また、特例で朝の活動を実施する場合にも、1日の活動時間の上限の範囲内で実施すること。これは、「守谷型カリキュラム・マネジメントを生かした部活動改革」で定めるチャレンジゾーンでも同様とする。

○特例として朝の活動を実施する場合とは、大会等の直前であり、放課後のみの活動では施設等を使用できないため、放課後の活動を朝の活動に振替える必要があるケースとする。

※ 例えば、大会1か月前から無条件で朝の活動を実施するような活動計画は、生徒の心身の健康を守る観点から不適切である。

## ウ 休養日の設定

○次のとおり、週当たり2日以上休養日を設けることを基本とする。

|     | 平日   | 休日（土・日） | 週計   |
|-----|------|---------|------|
| 中学校 | 1日以上 | 1日以上    | 2日以上 |

○校長及び部顧問は、生徒が大会等への参加により休日（土・日）に連続して活動した場合は、休日に休養日を振替える。

ただし、公式大会等において上位大会に進出し、上位大会が直後の1か月以内に控えている場合に限り、コンディション調整を目的として、生徒が希望する場合は、生徒の心身の疲労回復の状況を確認した上で、校長の判断により、平日に休養日を振替えることも可とする。

○校長及び部顧問は、長期休業中においても、上表のとおり休養日を設定する。加えて、長期休業期間中に、生徒が十分な休養を取ることや、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、1週間以上の連続した長期の休養期間を設ける。

また、生徒の多様なニーズに対応するために、休養日を増設することや、週間、月間、年間単位での活動頻度や時間等の目安を定めるなどの工夫をすることも必要である。

## エ 休養の必要性の啓発

○競技等によって休養の必要性等の度合いは異なるため、校長及び部顧問は、運動等の強度や活動時間などに応じて、休養が不足しないよう綿密な計画を月単位で立案する。

○市教育委員会は、県の中体連等が提示する、顧問が競技等の専門性を有しない学校部活動に対して、競技等の特性に応じた休養の目安等を含む適切な運営方法についての指針を周知する。また、学校に対して、県の中体連等が開催する、競技等の専門性を有しない顧問を対象とした研修に参加することを促す。

## おわりに

学校部活動の地域クラブ活動への移行の目的は、加速する少子化・人口減少に対応し、スポーツ・芸術文化活動と学校教育の双方を持続可能なものにすることである。

地域クラブ活動は、子どもたちにとって、これまでの状況と比較すると、自分の希望や志向に応じて種目等を選ぶことや、複数の活動を掛け持ちで行うことができ、また、進学する高校に希望する部活動がない場合でもそれまでの活動を継続することができ、さらに、顧問の教職員の人事異動の影響を受けないといった効果がある。

加えて、学校に「社会に開かれた教育課程」が求められている中であって、地域クラブを舞台とした幅広い年齢の社会人の方々との交流は、リーダーシップ、フォロワーシップを含む社会性の育成とともに、タイムマネジメント力や法令遵守意識などを含むキャリア意識の形成にも大いに資すると考えられる。

また、地域にとっては、社会総がかりで青少年育成に取り組むことで、地域を担う人材の育成、地域の連帯意識の醸成などが地域活性化に寄与することはもとより、消滅の可能性のある種目等の維持にも大きな役割を果たすものである。

地域移行には、指導者の確保等の課題がある。

指導者については、人口減少の中、そもそも、全校全部活動に一人ずつの専門指導者を外部から配置することは現実的でなく、学校単位で見れば複数校の部活動を合同・集約するなどの方策を講じることのほか、当面、指導を希望する教職員が兼職兼業等の許可・承認を得て指導者を務めることなども考えられる。

運営団体についても、市スポーツ協会、市文化協会、その他の法人及び団体が集合体として総合型地域スポーツクラブを組織し、教職員を含む地域人材が指導者を務め、必要に応じて保護者等が活動の見守り役を務めるといった工夫も考えられる。

クラブや同好会等は、愛好者が自主的・自発的に集って結成し、指導を仰ぎたい熟達者に指導者を要請するという流れが本来の設立の姿であり、スケートボードなどのいわゆるアーバンスポーツのように、進歩するICTを有効に活用しながら、年齢を問わず選手同士や友人から、対等もしくは斜めの関係性において技を学び磨き合うようなコミュニティ形成の在り方も、新しい形である。

また、大会等については、主に競技志向の高い生徒が目指す主要な大会等の参加資格について、今般、中体連がクラブチーム等での参加を可能としたところだが、日々心身が発達し行動範囲を拡げていく青少年が、主体性を自覚し、さらなる成長を遂げるために、可能な限り多様な選択肢が整えられることが望まれている。

なお、運営を教職員に依拠してきた大会については、教職員によらない運営体制の構築が必要である。

「地域の子どもの地域で育てる」ことに、地域の皆様のご理解を得て、地域に根差した地域クラブを育てていくことにより、地域のスポーツ・芸術文化活動がアップデートを遂げ、その結果、子どもたちが未来に希望をもって地域の活性化に貢献できる人材となることが期待できる。

## 守谷市部活動地域移行推進プラン（案）

### 1 基本的な考え方

- ・ 近年の部活動改革は、「学校の働き方改革」が全面に出ているが、その視点だけで推進した結果、生徒のスポーツ・芸術文化活動の機会、質が現状より低下してしまうことは避けなければならない。あくまでも、生徒の活動をより良いものにしていく改革を目指し、その結果、教職員の働き方改革も進んでいくという道筋を進める。
- ・ 「段階的」とは「条件・準備が整ったところから順次」という意味であり、決して令和5年度から令和7年度までの間に「一斉に」地域移行しなければならないものではない。実情に応じ、多くの課題を着実に解決しながら進める。
- ・ これまで学校部活動が大きな役割を担ってきた、生徒のスポーツ・芸術文化活動機会の確保、競技人口の拡大や普及、競技力・技術の向上等について、今後は、学校、市、関係諸団体が連携しながら新たな形を構築していく必要がある。各競技・文化団体等においても、それぞれが休日に学校部活動が行われなくなることを前提とした準備を進める。重要な課題となっているのは、市民のスポーツ・芸術文化活動環境の整備・充実である。

### 2 国の動向

- ・ 平成29年以降、学校における部活動の厳しい現状を踏まえ、部活動の適正化、地域との連携・協働、地域移行の方向性が示された。
- ・ 公立中学校等を対象として、まずは休日の部活動から段階的に地域移行を進めること、地域移行を概ね達成する目標時期については、令和5年度の移行開始から3年後の令和7年度末を目途とすることが示された。（令和4年12月「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関するガイドライン」）

### 3 県における方向性

- ・ 多様化する生徒の活動ニーズに応えるため、活動日を減じるなどして、部活動以外の様々な活動にも参加できるよう対策を講じることが示された。
- ・ 令和5年度から7年度までを地域移行の改革推進期間とする国の提言を踏まえ、中学校においては令和7年度末を目途に、休日に部活動指導を行う教員がゼロとなることを目指すことが示された。（令和4年12月茨城県部活動の運営方針（改訂版））

### 4 市における地域クラブ活動への移行に向けた方向性（令和5年3月時点）

市は、令和4年度当初から、学校長との協議、協議会での意見聴取、生徒・保護者・教職員へのアンケート調査等を進めるとともに、地域クラブ活動の運営を、文化も含めて一体的に「一般社団法人守谷市スポーツ協会」に委ねることとし、全面的な運営支援を行いながら、令和5年1月から休日部活動の段階的な地域移行にかかるモデル事業（実証実験）を進めている。

それらを踏まえて、生徒がスポーツや芸術文化活動に親しむことができるよう、令和5年度から、地域クラブ活動への移行を推進する。

### （１）段階的な地域移行

令和５年度以降、準備が整った競技・種目から地域に移行する。

ア まずは、休日の部活動から、地域クラブ活動への移行を推進する。

イ 平日の部活動についても、国の動きに併せつつ、準備が整った競技・種目から移行する。

ウ チーム編成が困難になりつつある団体競技から先行的に移行する。

エ 地域クラブ活動は、県及び市部活動運営方針に示す「適切な休養日等の設定」に準じて活動する。

オ 地域クラブ活動に必要な指導者の確保や資格取得支援などを行う。

カ 指導等にかかる資格の取得にかかる経費の補助などを行い、指導者の質の向上を図る。

### 《参考》地域移行後の活動機会

休日に学校部活動が行われなくなった場合に想定される、地域における中学生のスポーツ・芸術文化活動の機会は次のとおりである。

|            |                                                                                    |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 民間のクラブチーム  | シニア野球、サッカークラブ、スイミングクラブ、ダンス教室 等                                                     |
| 地域のクラブチーム  | スポーツ少年団、道場、市スポーツ協会、市文化協会 等                                                         |
| 競技団体主催の活動  | 選抜チーム、年代別強化練習会 等                                                                   |
| 新たな地域クラブ活動 | 学校部活動（平日）と連携した活動として、市（市教育委員会）や学校がその運営方法等に携わり、（一社）守谷市スポーツ協会が運営団体として運営する「新たな地域クラブ活動」 |

### （２）運営団体による休日の部活動の運営

新たな地域クラブの立ち上げを見据えて、（一社）守谷市スポーツ協会に指導者雇用・管理（教育含む）・運営等（市が指導・監督）を委ね、学校ごとに競技・種目をピックアップして休日の部活動を運営する。

### （３）指導者の確保

ア 指導者は、関係団体の会員や地域の方を想定し、積極的に募集を継続する。（当面、教職員に依拠しない）

イ 専門性や資質・能力を有する指導者を確保するために、部活動指導員が地域の指導者を兼ねることができるよう体制を整備する。

ウ 将来的に、地域での指導を希望する公立学校の教職員が兼職兼業の許可を得て、地域指導者の業務に従事できるよう整理する。

### （４）活動場所の確保

ア 活動場所は、積極的に中学校の体育館やグラウンドなどを活用する。

イ 学校施設の管理運営に、指定管理者制度や業務委託等を取り入れ、地域クラブ活動の運営団体に委託するなど、当該団体等の安定的・継続的な運営を促進する。

ウ 営利を目的とした学校施設の利用を一律に認めない規則の運用を改正し、地域クラブ活動を行おうとする民間事業者等が学校施設を利用できるよう改善する。

地域クラブ活動の運営団体に対して低廉な施設使用料を認める。

- ※ 「学校体育施設の有効活用に関する手引き」（令和２年３月スポーツ庁策定）や「地域での文化活動を推進するための『学校施設開放の方針』について」（令和３年１月文化庁策定）を参考に取り組む。

#### （５）活動にかかる費用負担の検討

ア 地域移行期における、休日の通常練習にかかる費用（指導者謝金等）、傷害保険料等は市の負担とする。ただし、練習試合等で発生する費用（交通費、相手への差入等）は実費負担となる。

- ※ 地域移行期後は、参加希望者のみの会員制として、会員には運営に要する経費の一部（会費・活動費）を負担していただくことが想定される。負担額については、国や県の支援（補助）などを踏まえながら検討する。

イ 地域クラブ活動に参加する場合の費用が、生徒が地域クラブ活動に参加することの妨げにならないよう、地域移行期内に、経済的に困窮する家庭の生徒の参加費用の支援等に関する検討を進める。

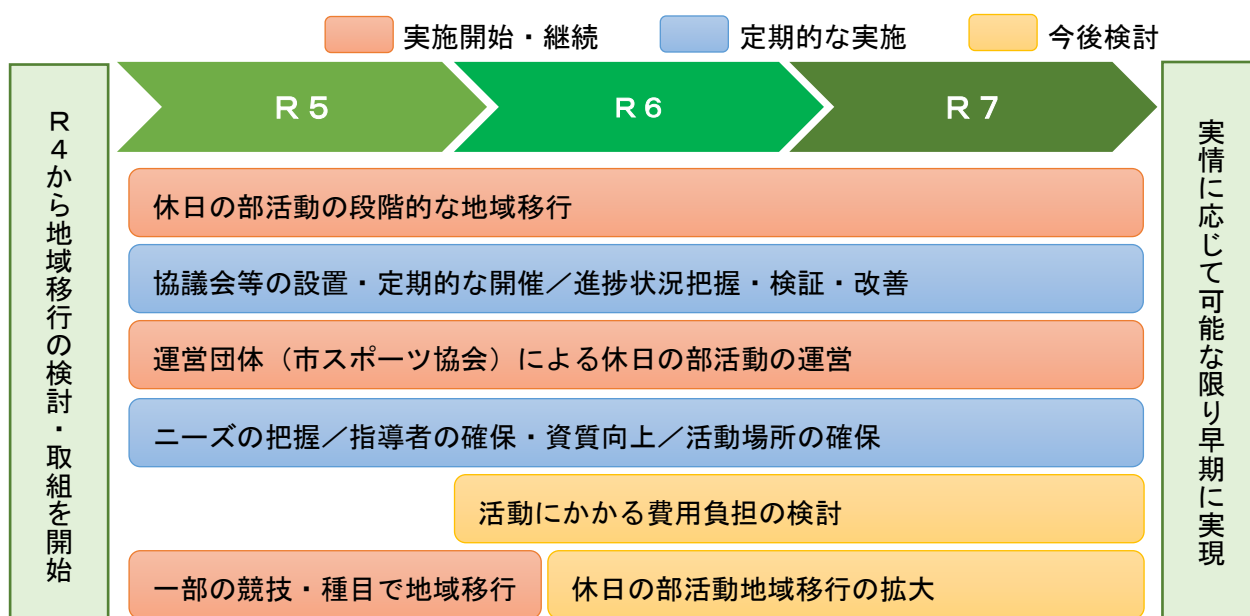
ウ 地域クラブ活動の運営団体が、地元の企業等の協力を得て、企業等有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附や貸与等の支援を受けられる体制の整備や、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組を推進する。

- ※ 企業からの寄附等を活用した基金の創設や、企業版ふるさと納税の活用等も考えられる。

### 5 プランの推進期間

国のガイドラインが改革推進期間とする令和５年度から令和７年度までの３年間

- ※ 時間を要する場合には、可能な限り早期の実現を目指す。



### 6 プランの推進体制

協議会（本ガイドラインⅡ 2（１））において、進捗状況の報告及び評価・検証を行い、その意見等を踏まえて効果的に推進する。

## 1 学校部活動と新たな地域クラブ活動の違いは？

新たな地域クラブは、学校が運営する部活動ではなく、地域団体等が運営するスポーツ・芸術文化活動となるため、競技・種目や指導者、活動場所などの点で学校部活動と異なる。

| 区 分          | 学校部活動                                                                | 新たな地域クラブ                                                               |
|--------------|----------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 位置付け         | 学校教育の一環                                                              | 生涯学習の一環                                                                |
| 運営主体         | 中学校（部活動顧問）                                                           | 地域団体                                                                   |
| 活動種目         | 運動部：中体連種目から学校が選択して設置<br>文化部：学校が設置                                    | ニーズに応じて設置種目を検討<br>※中体連種目にはない種目も設置<br>※多様な文化部種目を設置                      |
| 活動場所         | 各中学校                                                                 | 小中学校、公共施設等                                                             |
| 参加範囲         | 原則、在籍校のみ                                                             | 他の活動拠点も選択可                                                             |
| 指導者          | 教職員、部活動指導員<br>外部指導者、地域ボランティア                                         | 運営団体に登録（雇用）する指導者<br>外部指導者、地域ボランティア                                     |
| 会 費          | 実費（会場使用料、大会参加料など）<br>※部活動によっては、保護者会費（部費）等あり                          | 会員制（指導者報酬、会場費、事務局費など）<br>※地域移行期終了後（予定）                                 |
| 活動日数<br>活動時間 | 週3～4日<br>※部活動ガイドラインの範囲内（平日3日、休日1日程度）<br>平日2時間以内、休日3時間以内<br>年間350時間程度 | 活動時間や日数は競技・種目ごとに決定<br>週1～4日、1日1～3時間<br>日中だけでなく、夜間も活動可<br>年間100～350時間程度 |
| 怪我・事故等への対応   | スポーツ振興センターの対象（保護者1/2・市1/2）                                           | スポーツ安全保険の対象（保護者負担）<br>※地域移行期は市負担                                       |

## 2 参加するための活動費用を学校部活動と同等にできないか？（地域移行期後のこと）

指導者の謝金や会場費、用具の購入費等を各家庭で負担していただくことを想定している。また、経済的な理由で、子どもが活動に挑戦することをあきらめないように、支援方法についても検討を始めることを予定している。

### 具体的な費用負担項目（例）

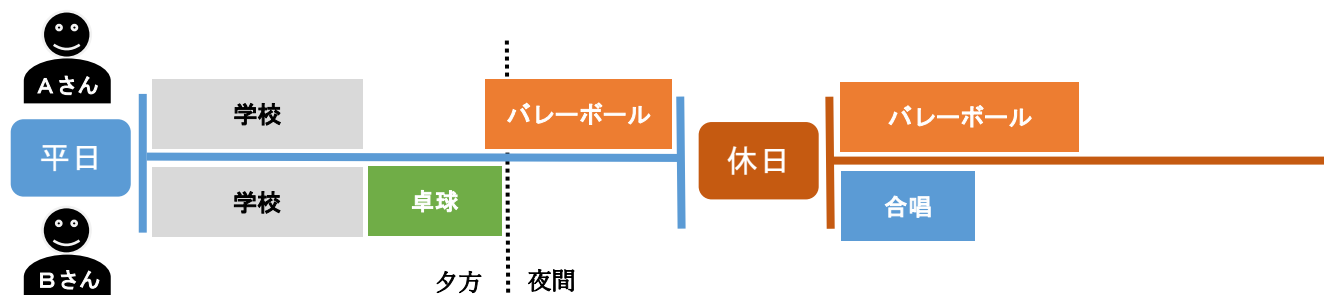
・指導者の謝金      ・施設使用料      ・備品購入費      ・事務局人件費 など

現在の学校部活動は、顧問の献身的な働きにより、指導や運営にかかる人件費を最小限に抑えて実施している。

今後、子どものより良い活動環境を維持していくためには、指導者や運営スタッフの適正な報酬、会場費用、備品の購入費などが必要になることが考えられる。子どもたちの充実した活動を支えるため、費用負担への理解をお願いする必要がある。

### 3 どのような時間帯に活動するのか？

新たな地域クラブの活動時間は、平日の夕方や休日だけではなく、夜間も想定できる。学校施設的环境や各種目の指導者の都合を考慮して時間設定をする。活動時間が重ならないければ、複数種目の活動に参加することもできる。

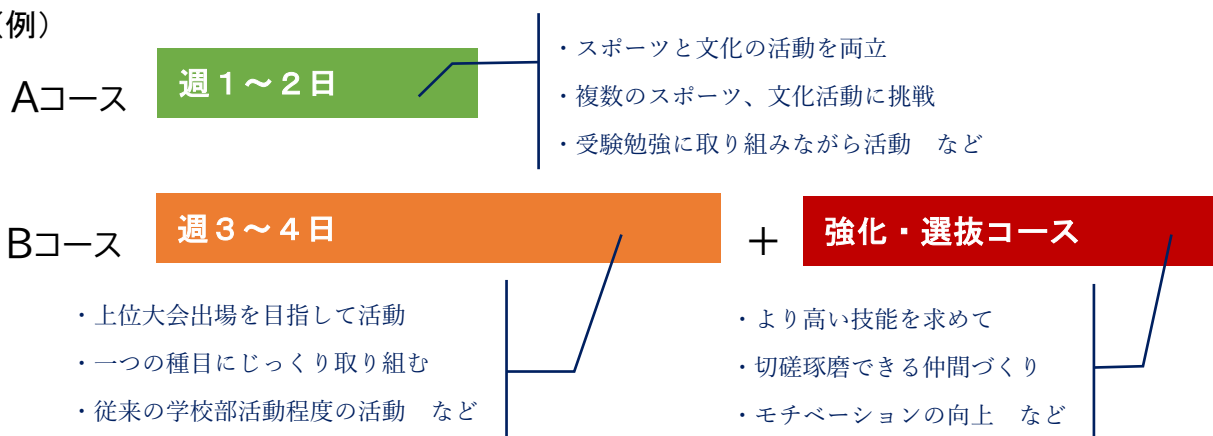


教職員の中には、指導を希望する教職員もいる。平日の夕方は地域指導者が不足することが予想されるため、希望する教職員がサポートできるような体制も検討する。

### 4 新たな地域クラブは、どのくらいの活動日数か？

これまでの学校部活動と同様に週3～4日の活動もあれば、週1～2回程度の気軽に参加できる活動も考えている。また、種目によっては、競技力を向上させたい子どものために、強化や選抜コースなどを設定する構想もあります。種目の特性や子どものニーズに合わせた多様な活動環境を考える。

(例)



#### ■該当する学年

| 該当する学年 | R 4 | R 5 | R 6 | R 7 | R 8 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 小 3    | 小 4 | 小 5 | 小 6 | 中 1 |     |
| 小 4    | 小 5 | 小 6 | 中 1 | 中 2 |     |
| 小 5    | 小 6 | 中 1 | 中 2 | 中 3 |     |
| 小 6    | 中 1 | 中 2 | 中 3 | —   |     |

## 守谷中央図書館改修構想案について

中央図書館は、平成6年11月の竣工から28年が経過し、施設・設備の劣化が著しいため、令和7年度から大規模改修工事を開始する予定です。そのため、令和5年度末から改修工事の実施設計を開始するに当たり、施設・設備の現状と利用者アンケート結果をもとに、「守谷中央図書館改修構想案」をまとめました。

### 1 改修工事スケジュール（詳細は構想案10頁）

- 実施設計・施工監理業務 履行期間：令和6年1月～令和8年7月
- 改修工事（6月議会承認） 契約期間：令和7年6月～令和8年6月
- 休館期間 令和7年7月～令和8年7月

### 2 改修の基本方針

#### ①施設・設備の更新

- 老朽化や長寿命化への対応

#### ②安全で機能的なサービス環境の整備

- 時代や不具合への対応
- 誰もが不便を感じることなく利用できる環境の整備

#### ③快適で魅力ある空間の整備

- DXの推進と図書館システム更新への対応
- 新しい守谷の図書館像と利用者ニーズへの対応

### 3 改修の規模

改修基本方針の①施設・設備の更新は必須事項ではありますが、②及び③について、どこまで実施するかを決定する必要があります。②、③のポイントは以下のとおりと考えます。

#### ② について

- ・防犯カメラ設置の可否
- ・ユニバーサルサイン採用の可否

#### ③ について

- ・ICタグによる資料管理システム導入の可否
- ・新システムのサーバについてクラウド型運用採用の可否
- ・増築によるサービス拡張の可否

# **守谷中央図書館改修構想 (案)**

**守谷中央図書館  
令和5年3月**

## 目 次

はじめに

|   |                             |    |
|---|-----------------------------|----|
| 1 | 改修の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・     | 1  |
| 2 | 改修の概要・・・・・・・・・・・・・・・・       | 2  |
|   | （1）施設・設備の更新・・・・・・・・         | 2  |
|   | （2）安全で機能的なサービス環境の整備・・・・・・・・ | 2  |
|   | （3）快適で魅力ある利用空間の整備・・・・・・・・   | 4  |
|   | （4）改修箇所の表によるまとめ・・・・・・・・     | 6  |
| 3 | 改修工事スケジュール・・・・・・・・          | 10 |

### ◇参考資料◇

市民アンケート結果

## はじめに

中央図書館は、平成 6 年 11 月の竣工から 28 年が経過しました。守谷市は、昭和 50 年代から上下水道、都市計画道路、公園などのインフラをはじめ、学校、図書館、公民館、市営住宅などの多くの公共施設が整備されました。これらの公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化を計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図るための基本的な方針を定めるため、平成 28 年 2 月に「守谷市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）が策定されました。守谷中央図書館では、総合管理計画における考え方に準じた建物の管理を実施するため、「守谷中央図書館個別施設計画」（以下「個別施設計画」という。）を令和 2 年 3 月に策定しました。

総合管理計画において、公共施設の更新年次については、「建設時より 30(35)年後に大規模改修を行い、60(70)年間使用した後、同延べ床面積で建て替えと仮定」とするとともに、建設時より 31 年以上、50 年未満の施設で大規模改修未実施の施設については、今後 10 年間で均等に大規模改修工事を実施することが想定されています。この考えの下、中央図書館は建設から 31 年目となる令和 7 年度から大規模改修工事を開始する予定です。そのため、令和 5 年度末から改修工事の実施設計を開始するに当たり、大規模改修の方向性を決定し、実施設計に反映させるため、守谷中央図書館改修構想案を作成しました。

今後、この守谷中央図書館改修構想案を基に、図書館協議会、ボランティア団体等の意見を聴取し、大規模改修工事の基本方針を決定するものです。

## 1 改修の基本方針

中央図書館の改修工事については、第一に、施設・設備の改修・更新等を実施することによりその機能を回復し、建物の長寿命化を図るものとします。

また、建設からおよそ 30 年が経過したことに伴い、時代の潮流や現在の利用に合わなくなったもの、機能や効率の低下が認められるものについて、改善や改修を実施します。

さらに、誰もが足を運びたくなる図書館を目指し、利用者ニーズを反映させた快適な利用空間への転換を図ります。

### 施設・設備の更新

- 老朽化や長寿命化への対応

### 安全で機能的なサービス環境の整備

- 時代や不具合への対応
- 誰もが不便を感じることなく利用できる環境の整備

### 快適で魅力ある空間の整備

- DX の推進と図書館システム更新への対応
- 新しい守谷の図書館像と利用者ニーズへの対応

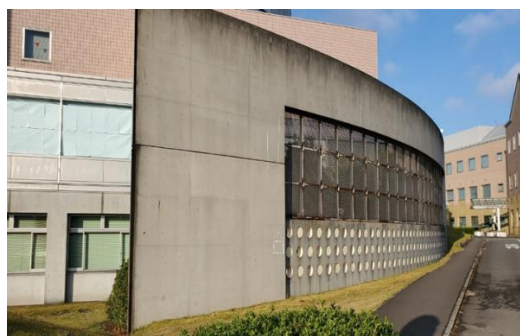
## 2 改修の概要

### （１）施設・設備の更新

耐用年数の超過や老朽化が著しい施設・設備の改修を実施し、施設としての機能を回復し、長寿命化を図ることが必須となります。外壁、空調設備、給排水設備、エレベーター、自動ドア、照明器具、屋上面などが主な内容です。その他、平成 29 年度に実施した建物調査により「要是正」の診断が下された内容に対し、改修を実施します。是正箇所等については、（４）に分野別でまとめました。また、令和 5 年度は、特定建築物定期調査（建築物、外壁）の実施を予定しており、その結果において改修に反映させるべきとの判断に至ったものについても実施します。



▲タイルの汚れや剥がれ



▲フェンスの破れ、塗装の劣化

### （２）安全で機能的なサービス環境の整備

「充実して欲しいと思う施設・設備の機能」については、利用者アンケート結果において「駐車場」が最も高い数値となりました。これまでの利用者満足度アンケートにおいても多くの改修要望が寄せられています。過去には車同士の接触等も発生しており、利用者の安全で快適な利用を担保するため、駐輪場と一体的に、再構築すべきであると考えます。

「駐車場」に続いて充実して欲しいという意見が多かったものは、「閲覧スペース」、「トイレ」、「休憩コーナー」



▲駐車場・駐輪場

となりました。その中で、「閲覧スペース」と「休憩コーナー」については、「現在の施設・設備で満足しているところ」の設問でも上位に挙がっているという特徴があります。いずれも比較的滞在時間が長く、利用者数の多い場所であるため、意見が分かれたものと思われます。「閲覧スペース」の充実における利用者ニーズは、3階閲覧コーナー等の個人席の充実であると考えます。その他の意見の中には、学習等のスペースの拡充を求める意見も多数あり、個人席の増設は必須であると考えます。長いコロナ禍の影響もあり、一般フロアを中心に設置している間仕切りのない大型机は、時代に適しているとは言い難く、椅子においては経年の劣化（すれ、しみ）が多数見られ、新しいものへ交換する必要性があります。また、利用者からはクッション性の高いスツールなどを望む声も挙がっています。

視聴覚コーナーにおいては、ビデオテープ規格の書架、視聴覚ブースの形状や数、CDを書庫から一般フロアへ変更することを望む利用者が多いことなど、コーナー自体の再編が必須であると考えます。

「トイレ」については、自動照明への転換や個室内の機能充実、安全な利用環境を提供するため、入口付近への防犯カメラの設置などが考えられます。

また、平成28年4月1日には障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）が施行され、公立図書館は合理的配慮を提供する義務を課されるなど、公共図書館を取り巻く状況は大きく変化しており、多目的トイレの機能充実やユニバーサルサインの採用なども考慮する必要があります。



▲大型机



▲視聴覚コーナー



▲多目的トイレ



▲和室コーナー

「休憩コーナー」については、飲食の充実を望む意見も見られ、スペースの有効活用を考える必要があります。

「和室コーナー」は、本来の機能による利用がなされておらず、利用ニーズも極めて低いことから、別の用途への転換を考えるべきであると考えます。

### （３）快適で魅力ある空間の整備

これからの図書館を考える上で、デジタル化による利便性の向上や、業務の効率化を図るなどデジタルトランスフォーメーションの推進は必須となります。この点における現状の改善点としては、館内の通信環境の拡充、パソコンが利用できる席の増設などが考えられます。次に、現在当館が採用する BDS（ブックディテクションシステム）の老朽化による更新を考えるに当たり、IC タグによる資料管理システム導入の可否が大きなポイントとなりますが、IC タグの資料への装着作業は、中央図書館の蔵書数を考えると、休館中に実施することが効率的なことは言うまでもありません。導入のメリットとしては、自動貸出機による窓口業務のスマート化や蔵書点検の短縮など資料管理の効率化や部分的な人員削減を図ることが可能となる点です。

更に、現図書館システムの賃貸借契約が令和 7 年 6 月で満了することに伴い、リプレースの時期と内容についても改修工事の一環として考えていく必要があります。特に、IC タグ導入の可否は新システムの運用に大きく関わるものとなるため、これらは一体的に考える必要があります。以下に、システムリプレースに当たり、機能充実の候補となり得るオプション機能等についてまとめます。

#### （１）オンプレミスからクラウドへ

現在は、館内にサーバを設置し、有線で各クライアント端末を繋いでいるが、セキュリティ面を重視し、サーバを外部のデータセンターに設置するクラウド型の運用を検討したい。初期コストがかかること、当館のデータ量においてはランニングコストもかかる点が課題。

#### （２）顔認証システム（図書館での導入実績はまだない）

- ・ロボットを活用したカウンターサービス（顔認証で貸出）
- ・エントランスサイネージ（顔認証で属性に合わせたコンテンツを表示）

#### （３）座席管理システム

館内のタッチパネルで利用者自身が席券を発券し、利用するもの。

#### （４）マイナンバーカード連携

#### （５）Felica（おサイフケータイ）連携

#### （６）LINE 連携

#### （７）メールマガジン配信

#### （８）読書手帳用シール出力

汎用に使えるシールをタッチパネル式の OPAC から印刷するシステム。

別業者で読書手帳への印字システムがあるが、連携が難しく導入費用が高額である。

(9) 読書マラソンレシート出力

読書マラソン以外でも、利用者が館内 OPAC で探した資料の場所地図が印字される機能等あり。

(10) WEB-OPAC リクエスト受付

(11) WEB-OPAC レファレンス受付、閲覧

(12) WEB-OPAC サジェスト（予測表示）検索

(13) WEB-OPAC ファセット検索（ジャンル等による絞り込み）

(14) WEB-OPAC 関連図書表示機能

(15) WEB-OPAC 書評投稿機能

最後に、増築による児童フロアの充実です。当館の児童フロアは他の図書館と比較しても恵まれた環境にあります。フロアを拡張することにより、「わくわく子育て王国もりや」の図書館として、より充実した子どもへのサービスを展開していくことが可能になると考えます。資料の充実はもとより、関係機関との連携により、子育て相談、出前講座等の開催や、現在の育児コンシェルジュによる読書応援タイム（図書館託児サービス）の拡充等により、子育て中の市民が集う場となり得るものと考えます。増築のエリアについては、児童室横の機械室前の空間から事務室横の築山付近の空き地などが候補として考えられます。

増築を含む改修項目については、これからの図書館サービスの在り方と費用対効果等を十分に検証し対応するものとします。



▲機械室前の空間



▲事務室横の築山付近

#### (4) 改修箇所の表によるまとめ

(4)-1 平成 29 年度実施建物調査結果「要是正」項目（個別施設計画から抜粋）

##### ① 敷地及び地盤について

| 番号  | 調査項目 |                                   |
|-----|------|-----------------------------------|
| (7) | 塀    | 組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況 |
| (8) | 擁壁   | 擁壁の劣化及び損傷の状況                      |

##### ② 建築物の外部について

| 番号   | 調査項目 |                    |                                         |
|------|------|--------------------|-----------------------------------------|
| (10) | 外壁   | 躯体等                | 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況   |
| (11) |      | 外装仕上げ材等            | タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況 |
| (15) |      | 窓サッシ等              | サッシ等の劣化及び損傷の状況                          |
| (17) |      | 外壁に緊結された広告板、空調室外機等 | 機器本体の劣化及び損傷の状況                          |

##### ③ 屋上及び屋根について

| 番号  | 調査項目                |                         |
|-----|---------------------|-------------------------|
| (1) | 屋上面                 | 屋上面の劣化及び損傷の状況           |
| (5) | 屋上周り（屋上面を除く。）       | 排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況 |
| (8) | 機器及び工作物（冷却等設備、広告塔等） | 機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況 |

##### ④ 建築物の内部について

| 番号  | 調査項目 |                                 |
|-----|------|---------------------------------|
| (1) | 防火区域 | 建築基準法施行令第 112 条第 9 項※に規定する区画の状況 |

※堅穴区画 ①主要構造：準耐火構造又は②特定避難時間倒壊等防止建築物で、地階又は地上 3 階以上に居室を有するもの

## ⑤ 避難施設等について

| 番号   | 調査項目    |          |                |
|------|---------|----------|----------------|
| (28) | 排煙設備等   | 排煙設備     | 排煙設備の作動の状況     |
| (39) | その他の設備等 | 非常用の照明装置 | 非常用の照明装置の作動の状況 |

## ⑥ 建築設備関係 是正箇所なし

## ⑦ その他の項目 該当なし

## ⑧ 特記事項

| 特記事項（建築） |                           |                          |               |
|----------|---------------------------|--------------------------|---------------|
| 番 号      | 調査項目                      | 指摘の具体的内容等                | 改善策の具体的内容等    |
| ②(15)    | サッシ等の劣化及び損傷の状況            | 窓クレセント錠故障                | クレセント錠交換      |
| ②(15)    | サッシ等の劣化及び損傷の状況            | 屋上トップライトパッキン劣化           | パッキン交換        |
| ②(17)    | 外壁に緊結された 機器本体の劣化及び損傷の状況   | 屋上階段錆                    | 再塗装           |
| ③(1)     | 屋上面の劣化及び損傷の状況             | 屋上面 ウレタン防水塗膜膨れ有水たまりによる劣化 | 防水改修          |
| ③(5)     | 排水溝の劣化及び損傷の状況             | 落ち葉排水溝詰まり、ドレーン詰まり        | 定期的な清掃        |
| ④(24)    | 天井の室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況 | 特殊天井部漏水                  | 屋上防水部分補修      |
| ④(39)    | 換気設備の設置の状況                | 電気室換気扇異音発生               | 換気扇交換         |
| ④(39)    | 換気設備の設置の状況                | 2階男子トイレ換気扇作動不良           | 換気扇交換         |
| ⑤(39)    | 非常用の照明装置の作動の状況            | 1階フロア非常用照明点灯不良           | 蓄電池又は非常用照明の交換 |
|          | 屋上配管                      | ラッキング周りシーリング硬化           | シーリングやり替え     |

| 特記事項（設備） |            |                |            |
|----------|------------|----------------|------------|
| 番 号      | 調査項目       | 指摘の具体的内容等      | 改善策の具体的内容等 |
|          | 暖房・冷房設備の状況 | ヒートポンプユニット配管 錆 | 補強補修または交換  |

#### (4)-2 現状の整理及び新設検討事項（令和４年１２月現在）

##### 施設関係

|   | 項目    | 状況  | 状況等説明                                                    |
|---|-------|-----|----------------------------------------------------------|
| 1 | 建物外壁  | 要改修 | 建物調査「要是正」。タイル劣化 雨水配管のつまり                                 |
| 2 | 屋上面   | 要改修 | 建物調査「要是正」。劣化。                                            |
| 3 | 壁     | 要改修 | 台車当たり等による破損、汚れ                                           |
| 4 | カーペット | 要改修 | 汚れの蓄積 へたり                                                |
| 5 | サッシ   | 要改修 | 建物調査「要是正」。木部 雨の吹込により変色、劣化。開閉できない箇所の改修：らせん階段窓・正面階段横(操作不可) |
| 6 | 天井    | 要確認 | * 法令適正の確認                                                |

##### 設備

|   | 項目     | 状況  | 状況等説明                                                         |
|---|--------|-----|---------------------------------------------------------------|
| 1 | 照明     | 要改修 | LED化 照度の確認 一般フロア OPAC 周辺、29・59 類付近の照度不足の解消                    |
| 2 | 空調     | 要改修 | エアコン等への転換                                                     |
| 3 | エレベーター | 要改修 | 老朽化による改修                                                      |
| 4 | BDS    | 要改修 | 老朽化による改修                                                      |
| 5 | 自動ドア   | 要改修 | 老朽化による改修 軽量化 内側ドア （４年度ローラー部交換）                                |
| 6 | 給排水設備  | 要改修 | 多目的トイレ、トイレ：床面、便座、自動照明、和式の洋式化、自動センサー手洗い（R4 実施済） 汚水槽改修：ポンプつまり改善 |
| 7 | 自家用工作物 | 要改修 | 高圧受電設備の更新                                                     |

##### 状況項目の説明

**要改修**：法的に指摘されている、著しい経年劣化等、改修を要する事項

改修：設計が伴う改修（予算考慮）

**検討**：実施するか否か判断する事項

## 外構

|   | 項目                 | 状況  | 状況等説明              |
|---|--------------------|-----|--------------------|
| 1 | スロープ               | 要改修 | ひび割れ、汚れの蓄積、傾斜の改修   |
| 2 | 市役所側コンクリート塀の上部フェンス | 要改修 | 錆、隙間               |
| 3 | 駐車場・駐輪場            | 要改修 | 全面再構築（障がい者用駐車場の屋根） |

## その他

|    | 項目            | 状況  | 状況等説明                  |
|----|---------------|-----|------------------------|
| 1  | 2F 和室         | 改修  | 用途変更。書架・キャレルデスク等の配置    |
| 2  | 2F 視聴覚コーナー    | 改修  | コーナー全体の再構築             |
| 3  | 2 階カウンター      | 改修  | 位置、機能の再構築              |
| 4  | 1、2 階書架       | 改修  | 増設、配置変更                |
| 5  | 2、3F 閲覧コーナー   | 改修  | コーナー全体の再構築             |
| 6  | 3 階 視聴覚室      | 要改修 | 照明設備、AV 機器の更新          |
| 7  | 休憩コーナー、エントランス | 改修  | コーナー全体の再構築             |
| 7  | ブラインド         | 要改修 | 老朽化による改修 2 階部分は 4 年度終了 |
| 8  | 椅子張替          | 要改修 | しみ、すれ等                 |
| 9  | 防犯カメラ         | 検討  |                        |
| 10 | ユニバーサルサイン     | 検討  |                        |
| 11 | 児童フロア増築       | 検討  | 機械室前の空間、築山付近の活用        |
| 12 | IC タグ導入       | 検討  |                        |

### 状況項目の説明

**要改修**：法的に指摘されている、著しい経年劣化等、改修を要する事項

改修：設計が伴う改修（予算考慮）

**検討**：実施するか否か判断する事項

中央図書館改修工事スケジュール(予定)

|                     | 令和4年度                       |                             | 令和5年度               |                                 | 令和6年度                                       |                             |                           | 令和7年度                                |                                               |  | 令和8年度 |                                           |                                   |
|---------------------|-----------------------------|-----------------------------|---------------------|---------------------------------|---------------------------------------------|-----------------------------|---------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------------------|--|-------|-------------------------------------------|-----------------------------------|
| 実施設計・施工<br>監理業務     |                             | R5新年度<br>予算債務<br>負担行為<br>設定 |                     | 入札・契約<br>R5年11～<br>12月<br>(前払金) | R5－R8年度 実施設計・施工監理業務<br>(履行期間予定：R6年1月～R8年7月) |                             |                           |                                      |                                               |  |       |                                           |                                   |
|                     |                             |                             |                     |                                 | 実施設計業務期間<br>R6年1月～R6年12月                    |                             |                           |                                      | 施工監理業務期間：R7年6月～R8年7<br>月                      |  |       |                                           |                                   |
| 改修工事                |                             |                             |                     |                                 |                                             | R6新年度<br>予算債務<br>負担行為<br>設定 | 入札準備期<br>間<br>R7年1～3<br>月 | 入札・契約<br>R7年4～5<br>月<br>議会承認<br>6月議会 | R7－8年度 改修工事<br>(契約期間予定：R7年6月～R8年6<br>月)       |  |       |                                           |                                   |
| 図書館準備期間等<br>閉館～開館まで | ※改修工<br>事に伴うア<br>ンケート実<br>施 |                             | 教育委員会内調整<br>【改修構想案】 |                                 |                                             |                             |                           |                                      | 閉館<br>準備<br>(書<br>籍搬<br>出)<br>R7年<br>6～7<br>月 |  |       | 開館<br>準備<br>(書籍<br>搬入)<br>R8年<br>6～7<br>月 | 開館<br>予定<br>R8年<br>8月初<br>旬目<br>途 |

# 「守谷中央図書館大規模改修に伴うアンケート」集計結果

## 1. 調査の概要

- ① 実施期間 令和4年10月24日（月）～11月27日（金）
- ② 調査方法 中央図書館2階一般フロアにアンケート用紙設置及び、図書館HPからWeb回答
- ③ 回収状況 234件（アンケート用紙164件 Web回答70件）
- ④ 集計に当たっての留意点
  - ・本結果書では、単一回答の設問については、無回答者を含めて100%になるよう集計をしています。
  - ・本結果書では、複数回答の設問については、各選択肢の回答者数を集計しており、100%になりません。
  - ・自由意見の文章表現等は、個人のプライバシー等に関わる部分については一部修正しています。

## 2. アンケート結果の概要

### ●回答者に関する設問

問 - 1 あなたについて、当てはまるものに○を付けてください。

- ① 性別 男性 84人 女性 141人 未回答 9人
- ② 年代 1位 40歳代 53人 2位 30歳代 40人 3位 50歳代 32人
- ③ お住まい 市内 217人 市外 10人 未回答 9人

問 - 2 中央図書館の利用頻度はどのくらいですか。

- 1位 月1～2回 105人 2位 週1～2回 90人 3位 年5～6回 24人

問 - 3 中央図書館の利用目的について、最も当てはまるものを一つ選択してください。

- 1位 図書、雑誌、CD等を借りる 189人
- 2位 座席を利用する 19人
- 3位 館内で図書、雑誌、新聞等を読む 16人

問 - 4 「問2⑤で利用したことがない」に○を記入した方へ。利用しない理由について、最も当てはまるものを選択してください。

交通アクセス 1人

※問2⑤以外にも関わらず回答があったが、すべて無効とした。

### ●施設・設備に関する設問（複数回答を可能とする設問）

問 - 5 現在の中央図書館の設備・設備で満足しているところについて選択してください。

- 1位 閲覧スペース 87件 2位 照明器具 76件 3位 空調設備 68件

問 - 6 充実してほしいと思う施設・設備の機能は何ですか。

- 1位 駐車場 86件 2位 閲覧スペース 85件 3位 トイレ 75件

### ●自由記載の意見・要望等

本アンケートでは、129名の方から、自由記載でのご意見をいただきました。

主な意見（要望事項）を抜粋整理します。【（ ）は意見の件数】

学習・閲覧スペースの拡大（20）／資料の充実（18）／書架の改善（12）／外構・駐車場（11）／PC・システム・検索機等の充実（10）／トイレ（9）／天井・館内スペース（8）／返却ポスト（駅に設置）の要望（8）／休憩コーナー（カフェの要望含む）（7）／照明設備（6）／ネット環境の改善（5）／児童フロアに関する要望（5）／イベント・講座の充実（3）／電子図書の充実（2）／利用対象の拡大（2）／インテリア・内装（1）／空調設備（1）／防犯対策（1）

詳細は、別紙のとおり

### 3. まとめ

回答者は、男性が84人、女性が141人、未回答が9人で、女性が全体のおよそ60%を占めました。年代別でみると、40歳代が53人と一番多く、他の世代では偏りの少ない回答が得られたもの、20歳代は8人と少なめでした。お住まいは、市内が217人、市外10人、未回答者は、7人となっています。

アンケートに回答してくださった方の利用頻度については、月1～2回が105人、週1～2回が90人であり、これらの合計が全体の83%を占めています。利用内容は、図書、雑誌、CDを借りるが189人、座席を利用するが19人、館内で図書、雑誌、新聞等を読むが16人と続いています。

設備・設備で満足しているところについて、閲覧スペースが37%、照明器具、空調設備、空調設備と続いています。

充実してほしいと思う施設・設備の機能について、駐車場、閲覧スペース、トイレという意見が多く割合を占めました。

また、自由意見の内容については、学習・閲覧スペースの拡大が最も多く、上記の充実してほしい施設、設備と同様、駐車場についての意見が多く、さらに、書架の改善やシステム・検索機等の要望のご意見がありました。

### 4. アンケート結果の公表について

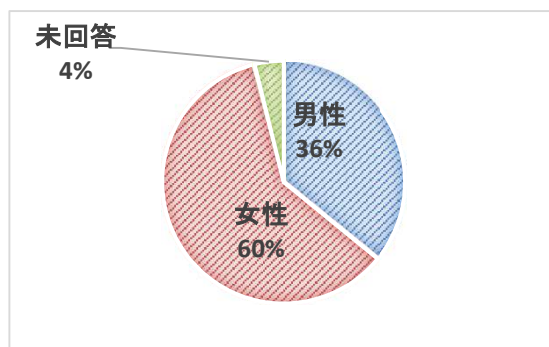
図書館HP等で公表

# 守谷中央図書館大規模改修に伴うアンケート集計結果のグラフによるまとめ

## ●回答者についての設問（単一）

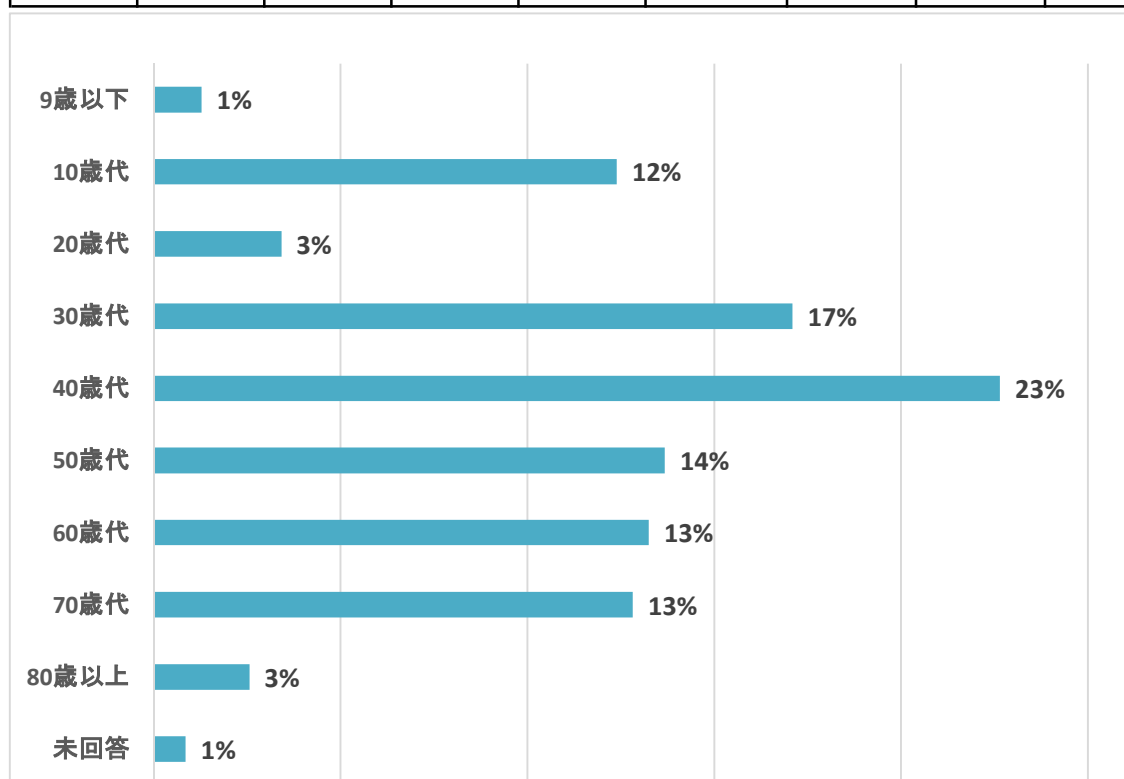
問-1①性別 (人)

| 男性 | 女性  | 未回答 | 合 計 |
|----|-----|-----|-----|
| 84 | 141 | 9   | 234 |



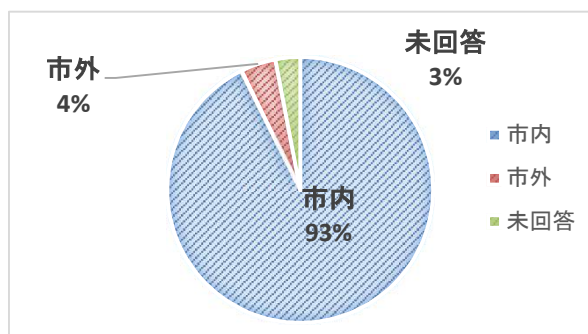
問-1②年代 (人)

| 9歳以下 | 10歳代 | 20歳代 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳代 | 80歳以上 | 未回答 | 合 計 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-----|-----|
| 3    | 29   | 8    | 40   | 53   | 32   | 31   | 30   | 6     | 2   | 234 |



問-1③お住まい (人)

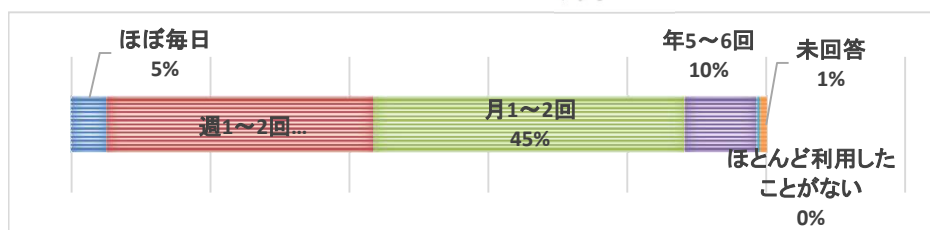
| 市内  | 市外 | 未回答 | 合 計 |
|-----|----|-----|-----|
| 217 | 10 | 7   | 234 |



## 問2 利用頻度

(件数)

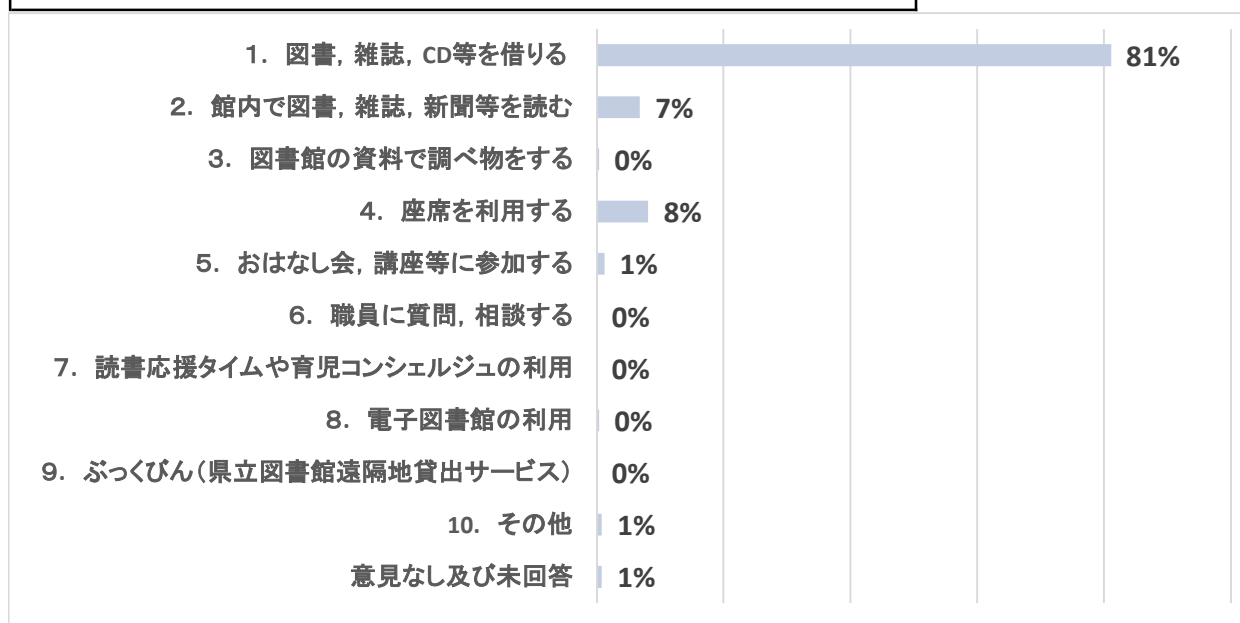
| ほぼ毎日 | 週1～2回 | 月1～2回 | 年5～6回 | ほとんど利用<br>したことがな<br>い | 未回答 | 合 計 |
|------|-------|-------|-------|-----------------------|-----|-----|
| 12   | 90    | 105   | 24    | 1                     | 2   | 234 |



## 問3 利用目的

(件数)

|                          |            |
|--------------------------|------------|
| 1. 図書、雑誌、CD等を借りる         | 189        |
| 2. 館内で図書、雑誌、新聞等を読む       | 16         |
| 3. 図書館の資料で調べ物をする         | 1          |
| 4. 座席を利用する               | 19         |
| 5. おはなし会、講座等に参加する        | 3          |
| 6. 職員に質問、相談する            | 0          |
| 7. 読書応援タイムや育児コンシェルジュの利用  | 0          |
| 8. 電子図書館の利用              | 1          |
| 9. ぶっくびん(県立図書館遠隔地貸出サービス) | 0          |
| 10. その他                  | 2          |
| 意見なし及び未回答                | 2          |
| <b>合 計</b>               | <b>233</b> |
| 【その他】ボランティア関連／布絵本つくり参加   |            |



●問4 「問2⑤利用したことがない」に○を記入した方へ、図書館を利用しない理由について、教えてください。

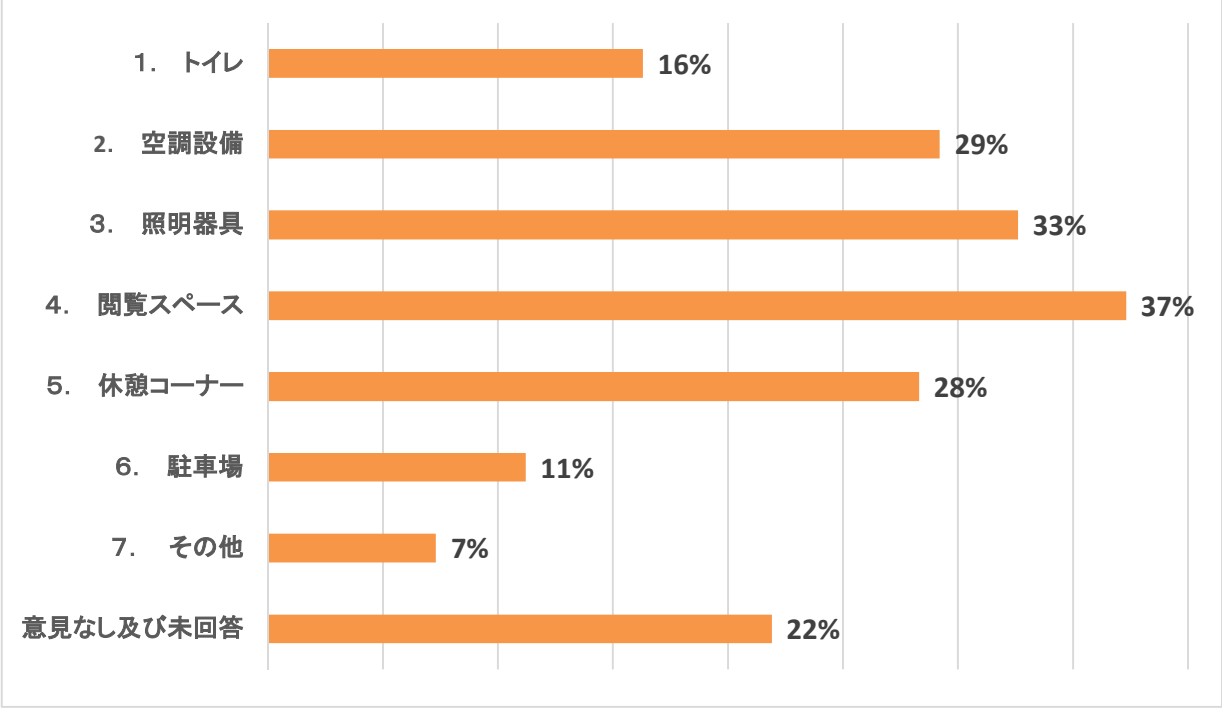
※「問2⑤利用したことがない」に○を記入した方は、1件のみ。理由は、交通アクセスが悪い。

●問5 現在の中央図書館の施設・設備で満足しているところを教えてください。  
(複数回答)

(件数)

|           |     |
|-----------|-----|
| 1. トイレ    | 38  |
| 2. 空調設備   | 68  |
| 3. 照明器具   | 76  |
| 4. 閲覧スペース | 87  |
| 5. 休憩コーナー | 66  |
| 6. 駐車場    | 26  |
| 7. その他    | 17  |
| 意見なし及び未回答 | 51  |
| 合 計       | 429 |
| 回答者数      | 233 |

【その他】意見が多い順、( )は意見数  
1階児童フロア(4)／蔵書数が多い(2)／内部のレイアウト／開館時間／よいデザインの建築／広い空間／  
周りの自然環境／本の貸出数に制限がない／紺色の天井が好き／開館日、開館時間が多いところ／司書  
の方々がとても親切で感じのいい方が多いところ



●問6 充実して欲しいと思う施設・設備の機能は何ですか（複数回答）

（件数）

|           |     |
|-----------|-----|
| 1. トイレ    | 75  |
| 2. 空調設備   | 28  |
| 3. 照明器具   | 21  |
| 4. 閲覧スペース | 85  |
| 5. 休憩コーナー | 53  |
| 6. 駐車場    | 86  |
| 7. その他    | 30  |
| 意見なし及び未回答 | 49  |
| 合 計       | 427 |
| 回答者数      | 234 |

【その他】意見が多い順、( )は意見数

学習等のスペース(7／資料の充実(4)／検索機を使いやすく(2)／絵本コーナーの場所／和室の開放 授乳スペースが複数あると良い／カウンターだけではなく、みんながすぐに見れるような位置に時計がほしい／本の予約待ちが多い／Wi-Fiが使えると嬉しい／カフェの設置／書棚特に絵本用書棚(表紙を見せている棚)は取りずらいため、少なくてよい。／駐輪場(自転車・バイク)／セルフ貸出機／PCを利用できるスペースの検討をお願いします／電子書籍の種類を増やしてほしい／PC電源が使える机が少ない／検索機で見つけた本のタイトルと棚の場所をレシートに印字されるサービスがあるといいです。

